

2.アメリカ

〈要約〉

【税に関する国民意識】

- ・ 内国歳入庁 (IRS) 監視委員会が行った納税者意識調査によると、回答者の 94%は「納税は市民の義務である」に同意しており、86%は納税者が「所得税をごまかす行為は許せない」と回答した。また、61%は「IRS は公正に税法を施行し、人々の税に対する理解を促進する」と考えている。
- ・ 一方で、民間の世論調査 (2013 年) では、政府の税制に関して、「増税しても政府は国の問題に取り組むべき」が 13%、「現状の保持でよい」が 31%であったのに対し、「国の問題への関与を減らして減税すべき」が 53%と過半数を占めていた。

【租税・財政教育】

- ・ ニューヨーク州における租税・財政教育は、社会科のうち、「経済」と「公民・市民権・政府」の枠組みの中で行われ、納税の義務や、税金の役割、使途等を学ぶ内容となっている。
- ・ 税の意義や役割を教えることに加え、学校によっては数学の授業で税についての計算を行う等、実用的な内容についても教えている。
- ・ IRS による教材提供が行われているほか、租税・財政教育や金融教育を推進する民間企業や NPO 団体による教材の提供や教員向け研修等が行われていることも米国の特色である。

【税務広報】

- ・ IRS、ニューヨーク州税務・財務局共に、ウェブサイトによる各種情報提供や冊子の作成、SNS 等を活用した広報を行っている。
- ・ 米国では行政の税務部門による相談・サポート体制として、申告納税ボランティアを育成していることが特徴である。確定申告の時期になると、パートナー団体等と協力し、各地でボランティアによる高齢者や低所得者向けの納税サポートが行われている。
- ・ ニューヨーク州政府では、ウェブサイトにおける情報公開を促進しており、2013 年 1 月に州の歳入・歳出、税収や部門・政策別予算割当額等が閲覧できる「NY オープンバジェット」を開設した。

【税務職員の育成】

- ・ IRS、ニューヨーク州税務・財務局共に、職位に応じた研修制度を提供している。
- ・ ニューヨーク州では、2012 年から州職員用の研修・教育オンラインシステムが開設された。

2-1.概要

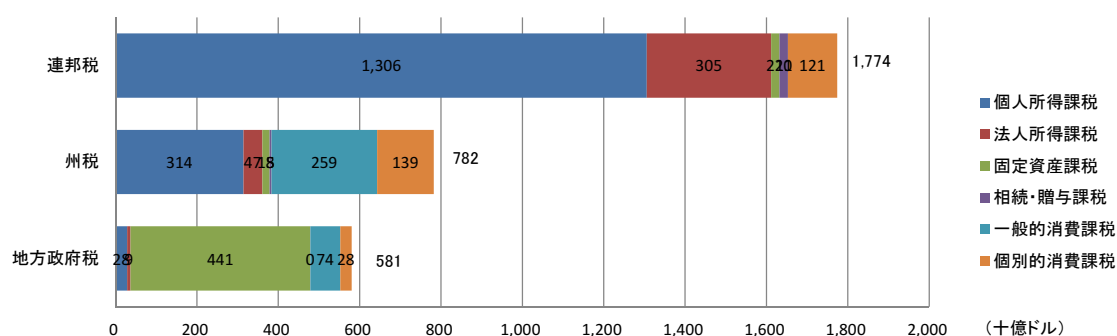
2-1-1.税制の概要

(1)税収の内訳

アメリカ連邦政府の税収は、17,739 億ドル¹⁰である。個人所得課税の割合が最も大きく全体の 70%以上を占める。次いで、法人所得課税が約 17%、個別的消費課税約 7%等となっている。

州税は、全体で 7,821 億ドルであり、個人所得課税(約 40%)と一般的消費課税(約 33%)が主たる税収となっている。地方政府税は 5,805 億ドルであり、75%以上を固定資産課税が占めている。

図表 54：米国の税収内訳（2013 年）



出所：OECD「Revenue Statistics 2015」を基に日本総研作成

(2)連邦所得税とニューヨーク州所得税の個人納税申告について

一定所得のある者は、原則として内国歳入庁（Internal Revenue Service 以下、IRS）及び在住している州のそれぞれの税務署に納税申告する必要がある。企業に勤める人は、通常は雇用主が給与や報酬等から IRS と州それぞれの所得税を差引く源泉徴収制度であるが、それでも毎年 4 月 15 日までに個人納税申告を行わねばならない。

基本的に IRS とニューヨーク州の税率は所得額に比例した累進課税であり、さらにニューヨーク州ニューヨーク（New York）市やヨンカーズ（Yonkers）市の在住者は、ニューヨーク州所得税に加えてそれぞれの市の追徴所得税がある。IRS とニューヨーク州税務・財務局のそれぞれの所定納税申告フォームを使って、電子申告（e-filed）、またはそれぞれの指定住所に郵送する。ただし、一定所得以下の人は納税申告をする必要はない¹¹。IRS によると¹²、2015 年度個人納税申告数は 1 億 4,840 万件、2014 年度は 1 億 4,810 万件であつ

¹⁰ なお、本章では税額等を米国の通貨単位（ドル）にて表記する。2017 年 3 月の為替レートは、1 ドル＝115 円である（出所：日本銀行「裁定外国為替相場」）。

¹¹ IRS、2016 年度申告要項
<https://www.irs.gov/pub/irs-pdf/p17.pdf>

¹² IRS ホームページ、納税に関する統計
<https://www.irs.gov/uac/soi-tax-stats-tax-stats-at-a-glance>

た。2015年4月30日までに2014年度個人納税を電子申告(e-filed)した人の比率は93.6%と高い割合であった。ニューヨーク州税務・財務局のプレスリリース(2016年1月19日)¹³によると、2015年度納税申告者の91%は電子申告(e-filed)し、申告書類提出の数は2014年に比べて15.5%減少しており、電子申告が一層浸透している。

また、税理士等を利用して申告手続きをした人の比率(2013年度)は55%であった。税理士や資格者に手続きを依頼した場合、通常はその代理人が電子申告システムを使って納税申告を行なう。

2014年度納税申告者の修正総所得額(adjusted gross income)の平均値は、3万8,171ドルであった。高額納税者上位1%の修正総所得額平均は46万5,626ドルであった。

米国では源泉徴収分から払い戻しを受ける納税者の比率が高い。2014年度申告総数は1億4,810万件であったが、そのうち約1億1,200万件は還付金を受けており、平均還付金は2,854ドルだった。米国納税申告は複雑であるが、標準控除の他に子弟扶養や教育関連費用、医療費や慈善寄附金等を対象とした税控除適用等、様々な減税優遇措置の利用が高い還付率の背景にある。

2-1-2. 租税に関する国民意識

(1) IRSによる調査

IRSの複数の部署は、定期的に外部調査機関に委託して、その部署の担当する個人や法人納税者のIRS業務やサービス、情報提供への満足度等の調査をしている。例えば、個人や法人に対して、納税申告方法や申告書記入準備等の負担に関わる質問を中心とした「個人納税者の納税申告に係る負担調査」(Taxpayer Burden Survey)¹⁴は毎年実施される。そうした各種調査のリストは公表¹⁵されるが、それぞれの結果は公表されない。

納税者のIRSや税金に対する意識調査については、1998年に米議会によって設立されたIRS監視委員会(IRS Oversight Board)¹⁶が、納税者意識調査(Taxpayer Attitude Survey)を実施し公開している¹⁷。外部調査機関に委託した同調査は2002年から毎年行ってきたが、2015年に同委員会が定員不足によって業務停止となったため、最新調査は2014年版となっている。同調査は2014年8月に無作為に選んだ18歳以上の約1,000人への電話インタビューにより実施された。インタビューは14の質問で構成され、用意された複数の回答か

<https://www.irs.gov/pub/irs-soi/soi-a-inpd-id1606.pdf>

<https://www.irs.gov/pub/irs-soi/16taxstatscard.pdf>

¹³ ニューヨーク州税務・財務局のプレスリリース(2016年1月19日)

<https://www.tax.ny.gov/press/rel/2016/taxseasonopens011916.htm>

¹⁴ IRS ホームページ

<https://www.irs.gov/pub/irs-soi/15inburdensurvey.pdf>

<https://www.irstaxpayerburdensurvey.org/>

¹⁵ IRS ホームページ

<https://www.irs.gov/uac/customer-satisfaction-surveys>

¹⁶ IRS 監視委員会

<https://www.treasury.gov/IRSOB/Pages/default.aspx>

¹⁷ 納税者意識調査

<https://www.treasury.gov/IRSOB/reports/Pages/default.aspx>

ら一番近いものを選ぶ方式で行われた。その中では、回答者の 94%は「納税は市民の義務である」に同意し、71%は「完全に同意する」と答えた。また、86%の納税者が「所得税をごまかす行為は許せない」と回答している。また、61%は「IRS は公正に税法を施行し、人々の税に対する理解を促進する」と考えている。この割合は、18～24 歳の若年層で 73%と特に高かった。

(2)調査会社による納税者意識調査

定期、不定期に世論調査を行う企業や団体が次のような納税者意識調査を行っている。

①ギャロップ (Gallop) 社

ギャロップ社が過去に行った税金に関する世論調査については、同社ホームページでトピック別リストが閲覧できる¹⁸。近年実施された調査 2 例の要旨を次に挙げる。

<連邦政府への納税に関する意識調査¹⁹>

2016 年 4 月調査では、連邦政府への納税額が高すぎると考える人が 57%となった(過去最低は 2009 年の 46%)。また、政府税制に関する調査(2011 年)では、「増税しても政府のサービスを充実させる」が 16%、「減税して政府のサービスを減らす」が 56%、「現状のサービスと税額を保持」が 26%であった。2013 年には「増税してでも政府は国の問題に取り組むべき」が 13%、「国の問題への関与を減らして減税すべき」が 53%、「現状の保持でよい」が 31%であった。

<州の地方税が高いと感じる納税者意識調査(2013 年)²⁰>

ニューヨークとニュージャージー州の納税者の 77%、コネチカットの 76%は、地方税(所得税や不動産税、売上税等)が高いと感じている。実際にこの 3 州では収入の 11%以上の地方税を納税している。地方税が収入の 8%以下にとどまる州では税負担を高いと感じる回答者の比率は低い(ワイオミング(19%)、アラスカ(21%)、サウス・ダコタ(27%))。

②ピュー・リサーチ・センター (Pew Research Center)

世論調査や情報分析・リサーチを行うシンクタンク(NPO 団体)であるピュー・リサーチ・センターのホームページでもトピック別リストがあり、定期的ではないが、納税者意識調査を行っている²¹。2013 年の調査²²では、回答者の 71%が所得税を申告しないのは「道

¹⁸ ギャロップ社、税金に関する世論調査リスト

<http://www.gallup.com/topic/taxes.aspx>

¹⁹ ギャロップ社、納税者意識調査

http://www.gallup.com/poll/189176/state-tax-burden-linked-desire-leave-state.aspx?g_source=TAXES&g_medium=topic&g_campaign=tiles

²⁰ ギャロップ社、州民の納税意識調査

<http://www.gallup.com/poll/168419/new-york-tri-state-region-gripes-state-taxes.aspx>

²¹ ピュー・リサーチ・センター、ホームページ、税金関連世論調査

<http://www.pewresearch.org/topics/taxes/>

²² ピュー・リサーチ・センター、ホームページ、納税意識調査

<http://www.people-press.org/2013/04/11/a-third-of-americans-say-they-like-doing-their-income-taxes/#not-re>

義的に過ちである」と考えている。56%の回答者は納税申告が面倒で時間がかかる等否定的な反応だが、34%は申告を好んで行うという。好んで申告する人の29%は、その理由として還付金を得ることを挙げた。

概要

日本

アメリカ

スウェーデン

ドイツ

オーストラリア

総括

2-2. 租税・財政教育

2-2-1. 教育課程における租税・財政教育の位置づけ

(1) アメリカの学校教育制度の概要

米国の教育制度については州が権限を持ち、州内に設けられた学区ごとに運営が行われている。義務教育についても州ごとに法規と方針が異なるが、おおむね年数は9～13年間であり、10年間とする州が最も多い²³。小学校教育は一般的に第5または第6学年で修了し中等教育段階に進むが、近年はミドルスクールが増加し、小学校1～5年、ミドルスクール6～8年、ハイスクール9～12年の5-3-4年制が一般的である。

第1学年から中等教育修了の第12学年までに幼稚園（K学年：1年間）を加えた「K-12」（幼稚園から12年生までの初等・中等教育）が一般的に義務教育の範囲とされる。ニューヨーク州のように16歳で義務教育の終了とする州が多いが、17歳または18歳で義務教育完了とする州²⁴もある。

また、米国連邦政府による教科書検定制度はなく、民間の出版社が発行したものを州あるいは学区が教科書として認定し、その中から学校が実際に使用する教科書を選ぶ²⁵。さらに、各教科に関する活動を行う団体が、州政府や学区、学校との協力関係のもとに教材や情報を提供する。

米国教育省（Department of Education）²⁶は、全国レベルでの教育基準（Standards）やカリキュラムを設定しておらず、各州政府がK-12の教育基準を策定している。連邦法規に従って、連邦政府の補助金を受けるために、各州政府は州の教育基準を策定して向上させなければならない。学区は基本的に州の教育基準に沿ったカリキュラムを策定するが、州によっては学区に教育基準全てを満たすことを必須としてない場合もある。

州政府連合教育団体である全米教育委員会（Education Commission of the States）の調査（2016年）²⁷によれば、50州とワシントン特別区の全てにおいてそれぞれの教育基準には社会科が含まれ、48州の教育基準に市民教育が含まれる。ただ、州の社会科教育カリキュラム指針に「市民と政府」（Civics and government）を含めているのは、ニューヨーク州やカリフォルニア、ニュージャージー、ジョージア、バージニア等20州に限られる。

²³ 学校教育体系図（文部科学省「諸外国の教育統計」平成27（2015）年版）

http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/data/syogaikoku/1366171.htm

早わかり「米国の教育」米国大使館レファレンス資料室/アメリカンセンター・レファレンス資料室

<http://aboutusa.japan.usembassy.gov/pdfs/wwwf-brief-education.pdf>

²⁴ 全米州教育委員会（Education Commission of the States）、2015年調査報告

<http://www.ecs.org/clearinghouse/01/18/68/11868.pdf>

²⁵ 現時点（2017年1月）で、19州（アラバマ、カリフォルニア、フロリダ等）では州政府が州の教育基準と教材仕様に基づいて制作された教科書や教材等を選定する。通常、学区がその中から使用する教科書を認定する。一方、ニューヨーク州等その他の州では、州政府は選定に関与せず、主に学区が教科書を選定する。

米国出版社協会、教科書採用プロセスについて

<http://publishers.org/our-markets/prek-12-learning/instructional-materials-adoption>

²⁶ 米国教育省、教育基準について

<https://www2.ed.gov/about/offices/list/ous/international/usnei/us/standards.doc>

²⁷ 全米教育委員会

http://www.ecs.org/?s=&fwp_issues=civic-education

http://www.ecs.org/ec-content/uploads/Companion_Report_-_50-State_Comparison_-_Civic_Education.pdf

また、教育政策に関する調査研究、提言を行う団体の経済教育協議会（Council for Economic Education）が行なった「経済と個人ファイナンス教育」（Economic and Personal Finance）に関する調査（2016年）²⁸によると、全州の教育基準に科目として「経済」は含まれるものの、学区に対してその基準採用を義務付ける州は45州であり、高校で生徒に「経済」のクラスを義務付ける州は20州であった。また、45州は「個人ファイナンス」を教育基準に含むが、高校で授業を義務付けるのは17州にとどまった。なお、ニューヨーク州の高校では、「経済」と「個人ファイナンス」の授業がいずれも必修となっている。

(2) ニューヨーク州のカリキュラムにおける租税・財政教育の位置づけ

ニューヨーク州を含む各州は、教育課程の基準として大綱にあたる学習基準（Learning Standards）を作成する。州内の各学区は、州の基準や要件の範囲内で教育課程に関する詳細を決定する。

ニューヨーク州の場合、同州教育局（New York State Education Department）が必修科目それぞれについて学習基準²⁹を設定している。学習基準は1996年に策定され、随時改定（2014年と2016年）を行っている。ニューヨーク州法規によって、同州公立学校（K-12）は州の学習基準を達成するよう授業を行う必要がある。

図表 55： ニューヨーク州にて学習基準が定められている必修科目

<ul style="list-style-type: none"> * 英語総合理解力（English Language Arts） * 芸術（Arts: 舞踊、音楽、演劇、ビジュアル・メディアアート等含む） * キャリア育成と職業教育（Career Development & Occupational Studies） * 健康、体操、家庭・消費者科学（Health, Physical Education, Family & Consumer Sciences） * 数学、科学、技術（Mathematics, Science, Technology: 物理、生物等含む） * 社会（Social Studies: 歴史、地理、経済、市民教育を含む）

出所：ニューヨーク州教育局を基に日本総研作成

州設定の学習基準はあるものの、授業時間の長さや1週間あたりの授業数については学区や学校によって異なる。

ミドルスクール（中学：6～8年生）では、生徒が独自のスケジュールで教科ごとに教室を移動して授業を受ける。ホームルーム担当教員はいるが、教科はそれぞれの専門教員が担

²⁸ 経済教育協議会の調査（2016年）

<http://councilforeconed.org/policy-and-advocacy/survey-of-the-states/>

<http://councilforeconed.org/wp/wp-content/uploads/2016/02/sos-16-final.pdf>

²⁹ ニューヨーク州教育局、教育基準

<http://www.p12.nysed.gov/ciai/cores.html#ALTERNATE>

<http://www.p12.nysed.gov/ciai/standards.html>

<http://www.p12.nysed.gov/ciai/cores.html>

当する。授業時間は約 40～50 分だが、学区や学校で多少の違いがある。

図表 56：6～8年生の必須科目と授業期間

学年通期：毎日の授業	学年通期：隔日の授業	4半期：週に2回か3回
数学	体育	技術
英語・ライティング	音楽	家庭・消費者科学（6、7年生対象）
理科（科学）		保健（6、7年生対象）
社会科		芸術（7、8年生対象）
外国語（8年生対象）		キャリア・コンピューター（8年生対象）

出所：ニューヨーク州教育局を基に日本総研作成

高校（9～12年生）においては、高校卒業に必要な単位を取得することを念頭において、各自生徒が学力レベルに合わせて授業スケジュールを組む。必須科目は英語、社会、理科・科学、数学、外国語、芸術（アート・音楽）、体育、保健である。それに加えて、芸術や技術・コンピューター、ビジネス分野での選択科目も充実させている高校もある。各高校でニューヨーク州学習基準に沿った授業内容のコースを設定し、毎年、コース・カタログを用意して生徒に配布する。これは大学のシラバス（syllabus）に似たものである。2016年の高校進学者が卒業までに取得する必要がある科目別の単位数は、次の通りである。社会科は英語と同じ4単位を必要とし、「市民と政府」と「経済」はそれぞれ0.5単位が必要となる。1単位を取得するには、年間108時間、毎週180分の授業時間を1年間続けて受ける必要がある。0.5単位はその半分にあたり、通常は学期半期（前期または後期）の授業である。

図表 57：ニューヨーク州の高校卒業に必要な科目別単位数

科目	単位数
英語	4
社会（基準単位配分） 米国の歴史（1） 世界史と地理（2） 経済（0.5） 市民と政府（0.5）	4
理科・科学（基準単位配分） 生物（1） 物理（1） 生物か物理を 選択（1）	3
数学	3
英語以外の外国語	1
芸術（アート・音楽）	1
体育	2
保健	0.5
その他選択科目	3.5
合計	22

出所：ニューヨーク州教育局を基に日本総研作成

上記のニューヨーク州教育局が設定した学習基準の必須科目である社会科³⁰は、次の5つの科目分野から構成される³¹。

図表 58：ニューヨーク州が学習基準を定める社会科科目

*基準1：米国とニューヨークの歴史（History of the U.S. and New York）
*基準2：世界史（World History）
*基準3：地理（Geography）
*基準4：経済（Economics）
*基準5：公民、市民権、政府（Civics, Citizenship, and Government）

出所：ニューヨーク州教育局を基に日本総研作成

ニューヨーク州では、市民教育と租税・財政教育は社会科の学習基準の中に組み込まれて

³⁰ ニューヨーク州教育局、社会教育基準

<http://www.p12.nysed.gov/ciai/socst/ssrg.html>

³¹ ニューヨーク州の社会科学学習基準は、全米社会科協議会（National Council for the Social Studies, NCSS）が1994年に策定したガイド、「社会科・全米カリキュラム基準」（National Curriculum Standards for Social Studies: A Framework for Teaching, Learning, and Assessment）（2010年改訂版あり）に基づいて策定され、随時更新されている。

全米社会科協議会、「社会科、全米カリキュラム基準」

<http://www.socialstudies.org/standards>

いる。ニューヨーク州の K-12 社会科学習基準では、市民教育は「基準 5：公民、市民権、政府」に含まれる。租税・財政教育については、主に「基準 4：経済 (Economics)」に沿って、米国と諸外国の経済の仕組みと機能を学ぶ中で、政府財源や税制、経済刺激策と税金の関係等のテーマが含まれる。基準 4 と 5 では、生徒がそれぞれ次の点を理解して、知的スキルを活用して表現できるレベルにすることを目的としている。

図表 59：「基準 4：経済」「基準 5：公民、市民権、政府」の教育目標

基準 4：経済 (Economics)	米国とその他の社会がどのように経済システムや関連機関を構築して限られた資源配分をしているか、米国や他国の経済における主要な意思決定機関がどのように機能しているか、そうした経済の中でどのように市場・非市場メカニズムを通して資源不足の問題を解決するのか
基準 5：公民、市民権、政府	政府確立の必要性、米国や諸外国の政府体制、米国憲法、米国民主義の基本的価値観、(社会参画することを含めて) 市民としての役割、権利と責任

出所：ニューヨーク州教育局「K-12 社会科指導要綱」を基に日本総研作成

2-2-2. 租税・財政教育の概要

米国連邦政府は租税・財政教育を実施しておらず、ニューヨーク州の場合には、同州の租税・財政教育は、12-K (幼稚園から 12 年生までの初等・中等教育) 学習基準に準拠した形で、必須科目の社会科の中に含まれている。市民としての権利と責任、政府の成り立ちや政策と財源、米国と世界の経済システムと経済機能等を学習することが目的である。

(1) 教育部門による租税・財政教育

① 「基準 4：経済」の概要

K-12 社会科の学習基準のひとつ、「基準 4：経済」は経済と財政や金融に関わる内容³²を含んでおり、税金の目的や概念、政府と税金政策・税法の関わり等を教えている。

³² ニューヨーク州教育局、「K-12 社会科指導要綱」
<http://www.p12.nysed.gov/ciai/socst/frameworkhome.html>

図表 60：「基準4：経済」の指導フレームワーク

学年	社会科学習の主要テーマ	基準4：経済（特に税金）に関わる主な内容
K (幼稚園)	自分とその他の人、自己認識・文化	物やサービスの概念、お金とその役割
1年	自分の家族と他の家族、自分の文化背景や地域の特徴	物やサービスに関わる生産者と消費者の関係、収入の概念
2年	自分のいる地域と米国の他の地域、地理と経済要因	地域の物やサービスに関わる資源、銀行や貯蓄等の概念、税金の目的と納税、行政サービス
3年	世界の地域、歴史、宗教、文化、特徴、経済要因	世界の資源と経済成長、異なる物やサービス、経済の仕組み
4年	地域の歴史と地域と国の政府（自分の地域と州、国との関係）	物やサービスに必要な自然・人的・経済的資源、交易とお金の役割、政府の収入源、税金収入
5年	西半球（北米・南米地域）の歴史、文化、宗教、地理、政府や経済	経済システムや発展・成長の仕組み
6年	東半球（欧州、中近東、アフリカ、アジア）の歴史、宗教、文化、地理、政府や経済	経済システムや発展・成長の仕組み
7年	米国とニューヨークの歴史（1）	経済・金融政策、税法等
8年	米国とニューヨークの歴史（2）	
9年	世界史と地理（1）	世界文明の出来事を経済面から分析
10年	世界史と地理（2）	
11年	米国の歴史と政府	経済・金融政策、税政策と税法の推移等
12年	社会参加（市民権・政府）と経済・事業・金融	生徒に合わせて賢い消費者として役に立つ技術をつけさせる

出所：ニューヨーク州教育局「K-12 社会科指導要綱」を基に日本総研作成

ニューヨーク州教育局は、12年生向けコア・カリキュラム（Core Curriculum）として「経済・事業・金融」（Economics, the Enterprise and Finance）³³を2002年に策定した。このカリキュラムは経済教育協議会による「経済を教えるための（任意）全米基準」（National Voluntary Standards for Teaching Economics）とジャンプスタート連合（JumpStart Coalition for Personal Financial Literacy）による教員用指導ガイドラインに対応した内容になっている³⁴。「経済・事業・金融」の中で、税制と税の種類と目的、収

³³ ニューヨーク州教育局、12年生用「経済、事業と金融」
<http://www.p12.nysed.gov/ciai/socst/pub/economics.pdf>

³⁴ なお、これらの団体については、本節(3)民間団体による租税・財政教育の項目に記載。

入税や社会保険税、不動産税等を学ぶという構成になっている。

なお、ニューヨーク州の学校において、「K-12 社会科指導フレームワーク」はどの学校も採用しなければならないが、「経済・事業・金融」のカリキュラムの利用は学区や学校毎の判断している。ニューヨーク州教育局では、このカリキュラムの利用割合については把握していない。

②「基準5：公民、市民権、政府」の概要

米国の立憲民主主義における市民の役割や権利義務の理解を学習目的とし、政府設立の要件、米国や他国の政府システム、米国憲法、米国の立憲民主主義における基本的市民権の意味、社会参加を含めた市民の役割・権利・責任を理解することを目指す。

ニューヨーク州教育局の「K-12 社会科指導要綱」とコア・カリキュラム³⁵は、学年毎に学習する内容を次のように説明している。「市民教育の基礎は幼稚園から始まる。市民教育では、市民としての責任と組織の関係、ルールや法律の仕組み、政府や政治体制の役割、民主主義と価値観等を学習する。市民教育は家族単位から地域、州、米国、世界と学年に合わせて広がる。」

³⁵ ニューヨーク州教育局、「K-12 社会科指導要綱」
<http://www.p12.nysed.gov/ciai/socst/frameworkhome.html>

図表 61：「基準5：公民、市民権、政府」の指導フレームワーク

学年	社会科学習の主要テーマ	基準5：市民教育に関わる内容
K (幼稚園)	自分とその他の人、自己認識・文化	国旗や祭日、責任と法律、ルール作りの仕組み
1年	自分の家族と他の家族、自分の文化背景や地域の特徴	国旗と忠誠、生徒や教員の責任や権利、民主主義と政府、法律
2年	自分のいる地域と米国の他の地域、地理と経済要因	国旗の意味、市民の問題解決への参画やルール作り
3年	世界の地域、歴史、宗教、文化、特徴、経済要因	世界の祭日や記念行事、世界の異なる課題や政府、ルール作り
4年	地域の歴史と地域と国の政府（自分の地域と州、国との関係）	米国民主義と政府の成立ちと価値観、独立宣言や憲法、政府の目的、市民の義務
5年	西半球（北米・南米地域）の歴史、文化、宗教、地理、政府や経済	北米・南米諸国の政府、憲法、法規、市民権等の違い
6年	東半球（欧州、中近東、アフリカ、アジア）の歴史、宗教、文化、地理、政府や経済	東半球の諸国の政府、憲法、法規、市民権や人権問題等
7年	米国とニューヨークの歴史（1）	米国建国の歴史の中で具体的な出来事を通じて、政府と憲法の成立ちと変化、政策や法規、市民権等
8年	米国とニューヨークの歴史（2）	
9年	世界史と地理（1）	世界文明の歴史の出来事を通じて、異なる統治や政府の発展、政治体制の変化、市民権の台頭等
10年	世界史と地理（2）	
11年	米国の歴史と政府	市民権と価値観の歴史的背景と出来事、独立宣言と憲法、時代と政府の役割、市民権、投票権、人権等
12年	社会参加（市民権・政府）と経済・事業・金融	授業と生徒の経験・活動をリンク：地域の問題を討論、ボランティア等の課外活動参加等

出所：ニューヨーク州教育局「K-12 社会科指導要綱」を基に日本総研作成

前述のように、ニューヨーク州教育省の策定した学習基準の中で租税・財政教育が含まれ、同州の学区と学校はそれに従ってカリキュラムを作成し、授業を行う。租税・財政教育は、社会科の授業にて、市民教育、政治や経済等のテーマの中で扱われている。通常は、所得税率や法人税等の詳細や納税申告書の書き方といった具体的なことは授業で扱わない。

区や学校、教員によって多様な教え方があり得るが、一例として、ニューヨーク州ニューヨーク市の公立ハイスクール（9～12年生）の社会科教員によると、税金のトピックは、

11年生の米国史の授業でレーガン大統領の税制方針として10分くらい、12年生の経済の授業で1クラス(約60分)程度扱うとのことであった。同教員は後述するC3ティーチャーズの一部も授業に利用しているが、教科書以外に税金だけに関する教材は使っていない。

ニューヨーク州教育局によると、学区や学校によって社会科授業の他にも、算数・数学の授業で比率計算等を学ぶ際に実際に消費税や所得税の計算をすることもあるという。ミドルスクール(6~8年生)の家庭・消費者科学³⁶の授業でも、消費と家計についてのテーマで出費と予算を考える中で、服の購入やレストランでの食事といった事例の中で消費税の計算について学ぶことがある。ただし、学区や学校、教員によって授業時間数や使用する教材は異なる。

ニューヨーク州K-12公立学校の社会科で使われるカリキュラムと教材(租税・財政教育を含む)の例として、「C3ティーチャーズ」を活用した租税・財政教育の実践について紹介する。C3ティーチャーズは、K-12社会科カリキュラム作成とクラス教材を組み合わせた教員向けツールである。2014年にニューヨーク州教育局の助成金によって、同州の社会科教員を中心に内容が作成されたが、もともと全米社会科協議会(National Council for the Social Studies: NCSS)³⁷の「州の社会科基準のためのC3フレームワーク」(College, Career, and Civic Life (C3) Framework for Social Studies State Standards)をベースにして3人の大学教授がツールのコンセプトを開発したものである。

全米社会科協議会は、初等教育から高等教育までの社会科教育関係者が参画する団体で、1994年に社会科カリキュラム基準(National Curriculum Standards for Social Studies: A Framework for Teaching, Learning, and Assessment)³⁸を発表し、2010年改訂版を提供している。C3フレームワークは、このカリキュラム基準を補完し、新しいアプローチで内容をさらに充実させている。

C3ティーチャーズのツールは、ニューヨーク州の社会科学習基準にも対応し、現在は、アーカンサス、ジョージア、ケンタッキー等7州でも各州の学習基準と社会状況に沿った内容に改定している。C3ティーチャーズにヒアリングしたところ、学区レベルで採用している場合や教員が独自に利用している場合があり、ニューヨーク州では既に5,400人の教員が同サイトに登録して情報交換や教材へのフィードバックをしているとのことであった。

C3ティーチャーズのツールは、K-12学年ごとの学習テーマと基準に沿って84のパーツから構成される。パーツはIDM(デザインモデル: Inquiry Design Model)と呼ばれ、学習テーマに関する複数の質問部分、それらについてのディスカッション(クラス話し合い)教材、クラス資料から成る。84のIDMには、「基準4:経済」や「基準5:市民教育」に対

³⁶ ニューヨーク州教育局、家庭・消費者科学指導ガイド

http://www.p12.nysed.gov/cte/facse/HomeConsumerSciTeachingGuide022707_.htm

³⁷ NCSS

<http://www.socialstudies.org/>

³⁸ National Curriculum Standards for Social Studies: A Framework for Teaching, Learning, and Assessment

<http://www.socialstudies.org/standards>

応した教材も含まれる。経済と市民教育の一環として、納税義務や税金の役割や用途等を学ぶ内容となっている。なお、IDMの構成によって必要とされる授業時間は異なってくる。

図表 62：IDMで租税について学ぶ事例

4年生用	<p>「なぜニューヨーク州には“公認のお菓子”があるのか」という質問を切り口に、州と連邦の政府の役割や市民の権利と義務を考える。「政府は何をするのか」という追加質問をクラスで話合当中で、教員は連邦、州、地方の3レベルで税金があり、それぞれの担当する公共サービス（具体的な例を挙げる）に使うということを学習させる。</p> <p>このIDMは、30分の授業を5～6回で終了可能。</p>
12年生用	<p>「誰が力を持つのか」という質問から始めて、州と連邦政府の権限と役割、力関係を考える。その中で、教員は「連邦と地方政府の租税は、憲法や法規で規定される」（具体的な条項を示す）ことを通じてどのように権限の裏付けがあるかを理解させる。</p> <p>このIDMは、40分の授業を5～7回で終了可能。</p>

出所：C3ティーチャーズを基に日本総研作成

(2)税務部門による租税・財政教育

米国行政機関がK-12租税・財政教育に取り組む事例を次に紹介する。IRSはK-12教員向けに税金に関する教材と生徒向け学習ツールのオンラインで提供する。他の行政機関は、経済・財政教育のプログラムが中心であるが、一部で税金に関するトピックも扱う。

①内国歳入庁（Internal Revenue Service、IRS）による租税・財政教育

租税教育普及の一環として、連邦レベルではIRSがホームページ上で中学、高校とコミュニティー・カレッジの教員向け教材と生徒用学習ツール「税金を理解しよう」（Understanding Taxes）³⁹を提供している⁴⁰。租税制度の歴史、背景、仕組みを学習して得た知識を実社会生活に生かしていくことを目的とする。連邦政府は教育基準について関与せず、州政府が基準を策定するが、IRSの教材は各州の基準に沿って租税教育ができるように作られている。IRSの租税・財政教育の歴史は古く、1950年代に「税金を理解しよう」

³⁹ 内国歳入庁 Understanding Taxes

<https://apps.irs.gov/app/understandingTaxes/index.jsp>

なお本ウェブサイトの冒頭では、留意点として「情報は2014年時点の税法に基づいて作成されており、現行税法に関する詳細はLink & Learn Taxesの閲覧を推奨する」と記載がある。（2016年12月5日）

（Link & Learn Taxesについては下記参照）

⁴⁰ なお同庁ウェブサイトによる情報提供には「Understanding Taxes」の他、所得税申告援助ボランティア（Volunteer Income Tax Assistance、VITA）・高齢者向け税金カウンセリングボランティア（Tax Counseling for the Elderly、TCE）向けのオンライン研修サイト「Link & Learn Taxes」もある（研修後の試験に合格することでボランティア認定される）が、「Link & Learn Taxes」は低所得者や高齢者の確定申告に関わる情報を提供しているため、税務広報の項で触れることとする。

という教員用の教材配布から始まったもので、無料で全国の学校に配布を行っていた。IRS は、2003年に同教材をオンライン化し、IRSのホームページに統合⁴¹した。

現在、「税金を理解しよう」(Understanding Taxes)は、教員向け、生徒向けの2種が用意されている。教員向けサイト⁴²に記載されている授業計画(Lesson Plans)は次の通りである。IRSは毎年秋に最新の税法と所定フォームに合わせてホームページをアップデートする。各授業の詳細(授業時間数、目的、当該授業の属する科目、教材、授業の進め方等)を閲覧・ダウンロードすることができる。生徒向けサイト⁴³では下記内容に沿った学習を行うことできる他、アセスメントテストや模擬申告シートで理解度を確認することもできる。

⁴¹ IRS、プレスリリース(2003年3月12日)

<https://www.irs.gov/uac/irs-web-site-helps-students-understand-u-s-tax-system>

⁴² Understanding Taxes>Teacher サイト

<https://apps.irs.gov/app/understandingTaxes/teacher/index.jsp>

⁴³ Understanding Taxes>Student サイト

<https://apps.irs.gov/app/understandingTaxes/student/index.jsp>

図表 63 : IRS 「税金を理解しよう」にて提供されている授業教材

<p>The Hows of Taxes (税の概念や納税方法について解説)</p>	<p>モジュール 1 : 給与税と連邦所得税の源泉徴収 モジュール 2 : 賃金と収入 モジュール 3 : 受取利息 モジュール 4 : 扶養 モジュール 5 : 納税者区分 モジュール 6 : 免除 モジュール 7 : 標準控除 モジュール 8 : 児童税額控除 モジュール 9 : 児童・扶養者関連税額控除 モジュール 10 : 教育控除 モジュール 11 : 勤労所得控除 モジュール 12 : 還付、納税及び記録の保存 モジュール 13 : 電子申告の準備と送信 モジュール 14 : 自営業所得と自営業者税</p>
<p>The Whys of Taxes (税の理論と歴史を解説)</p>	<p>テーマ 1 納税者としてのあなたの役割 レッスン 1 : なぜ税金を払うのか? レッスン 2 : 税はどのように進化してきたのか レッスン 3 : 納税者の義務 レッスン 4 : 納税者の権利 テーマ 2 : 米国史における税金 レッスン 1 : 憲法における課税 レッスン 2 : 初期の税務問題 レッスン 3 : 所得税の問題 レッスン 4 : 1935 年の社会保障法 レッスン 5 : 1935 年の富税及び 1942 年の勝利税 レッスン 6 : 1960 年代と 1980 年代の税制改革 レッスン 7 : 1990 年代と 2000 年代における税制改革 テーマ 3 : 税の公平性 レッスン 1 : 公平性をはかる方法 レッスン 2 : 逆進税 レッスン 3 : 累進税 レッスン 4 : 比例税 レッスン 5 : 税金が私たちに与える影響 テーマ 4 : 何がどう課税されるのか レッスン 1 : 連邦/州/地方税 レッスン 2 : 市場経済における税金 レッスン 3 : 所得税の実態 レッスン 4 : 直接及び間接税 テーマ 5 : 税の影響 レッスン 1 : 税が行動にどのように影響するのか レッスン 2 : 税と政治 テーマ 6 : IRS についての理解 レッスン 1 : IRS のこれまでと今日 レッスン 2 : 初めての申告に向けて レッスン 3 : 申告方法</p>

出所 : IRS ウェブサイトを基に日本総研作成

概要

日本

アメリカ

スウェーデン

ドイツ

オーストラリア

総括

またサイト内の別ページ（Educational Standards）において州名を選択すると、その州の教育スタンダードのカリキュラムのどの項目にどの教材が対応しているかを示した資料を入手することができる。例えば、ニューヨーク州の社会科の学習基準に該当する教材は以下の通りである⁴⁴。

図表 64：IRS「税金を理解しよう」とニューヨーク州学習基準との対応関係

学習基準	IRS「税金を理解しよう」の該当テーマ	
社会科		
基準 1：米国及びニューヨーク州史	テーマ 2：米国史における税金 テーマ 3：税の公平性	
基準 4：経済	モジュール 4：扶養 モジュール 5：納税者区分 モジュール 6：免除 モジュール 7：標準控除 モジュール 9：児童・扶養者関連税額控除 モジュール 11：勤労所得控除	テーマ 4：何がどう課税されるのか テーマ 2：米国史における税金 テーマ 3：税の公平性 テーマ 5：税の影響 テーマ 6：IRS についての理解
基準 5：市民教育	モジュール 1～14	テーマ 1：納税者としてのあなたの役割 テーマ 6：IRS についての理解

出所：IRS ウェブサイトを基に日本総研作成

なお、IRS では、提供する教材の学校での採用や教員の利用に関しては調査をしていない。「税金を理解しよう」ホームページへのアクセスやヒット数は内部で把握しているが、公表はしていない。

②財務省の Money Math⁴⁵

Money Math（2008年発行）は、中等教育（7～9年生）の数学クラスで補足教材として利用できる教員向けの授業プランとガイドである。財務省ホームページからダウンロードできる。日常のパーソナルファイアンスに必要な事例を使った内容で、次の4テーマごとの授業プランが掲載されている。税金についてのテーマも含まれる。

⁴⁴ Understanding Taxes ウェブサイトの Educational Standards ページ（同ウェブサイト提供教材が該当する各州教育スタンダードの検索を行うページ）においてニューヨーク州の基準を確認した。（Educational Standards ページ>State Standards でニューヨーク州を選択し下記を閲覧）
https://apps.irs.gov/app/understandingTaxes/media/standards/statestandards_ny.pdf

⁴⁵ Money Math
https://www.treasurydirect.gov/indiv/tools/tools_moneymath.htm

図表 65：財務省 Money Math 4テーマと授業プラン

<ul style="list-style-type: none"> ● 億万長者になれる秘密： 貯金、公定歩合、インフレや購買力等と富の関係を学びながら、数学的な問題解決、十進法やデータ分析等を含む。 ● 壁紙を選ぶ悩み： 簡単な家のリフォームの経験を例に、予算や出費等の考えと加減乗除や寸法の読み方等を学ぶ。 ● 数学と税金： 色々な仕事と給与を調べ、所得税の計算や手取り給与額、家計と貯蓄等を学ぶ中で十進法、加減乗除やデータ分析の理解を深める。 ● 予算をスプレッドシートで作成： 予算、収入、税金、固定出費やその他出費等パーソナルファイナンスの基本を学習して、実際の数値をスプレッドシートに記載する。
--

出所：Money Math ウェブサイトを基に日本総研作成

③ Kids.gov（連邦政府による K8 生徒・教員・親向けサイト）⁴⁶

Kids.gov は、1997 年にクリントン大統領が発効した「子供と教員、親向け教育資料のインターネットアクセス拡大」に基づいて、教育省が中心となって開設された。連邦政府ポータルサイトの USA.gov の一部となっており、連邦調達庁 (General Services Administration) の技術改革サービス局 (Technology Transformation Service) が運営する。行政機関のサイトや外部サイトへのリンクが中心となっている。

教員用授業プランも複数テーマがあり、IRS や財務省を含んだ様々なリンク先を紹介している。「税金について説明する」というテーマもあり、5～9年生を対象に1～2時間の授業時間で具体的に消費税、所得税、不動産税がどのように計算されるかを学習することを目的とした教材と資料も提供されている。

④ 連邦準備制度理事会 (Federal Reserve Board、FRB)⁴⁷

FRB では、2011 年から K12 生徒と大学生、成人向けに教育サイトを提供し、12 地域の連邦準備銀行 (以下、連銀) が金融教育・アウトリーチ活動を実施している。それぞれの地区は協力して、異なる金融教育分野と内容を担当して教育サイト上で提供する。その他、各連邦準備銀行がそれぞれの地域で、無料または低料金で教員向け研修コースを提供する。

⁴⁶ Kids.gov (連邦政府による子供向けサイト)

<https://kids.usa.gov/>

<https://kids.usa.gov/teachers/lesson-plans/money/index.shtml>

<https://kids.usa.gov/teachers/lesson-plans/money/explaining-taxes-to-kids/index.shtml>

⁴⁷ 連邦準備制度理事会、金融教育サイト

<https://www.federalreserveeducation.org/>

<https://www.federalreserve.gov/aboutthefed/educational-tools/fed-education.htm>

<https://www.federalreserve.gov/newsevents/conferences/fedchallenge.htm>

主な教育活動は、教員向け授業カリキュラムや授業計画、教材（教育対象年によって検索できる）の提供である。

図表 66：FEB 教員向け授業計画例

- **ベン・フランクリンとお金の流通の歴史（セントルイス連銀担当）：**
小・中等学校（5～8年生）向け、授業 90～120 分
- **起業家について学ぶ（カンザスシティ連銀担当）：**
小学校（3～5年生）、授業 30～60 分
- **「クラスルーム経済学者」（アトランタ連銀担当）：**
経済の授業担当教員（高校）向けに銀行や経済等のテーマ毎に教材として利用できる資料やビデオ等を提供

出所：連邦準備制度理事会金融教育サイトを基に日本総研作成

⑤Mymoney.gov⁴⁸

2003 年に制定された法律に従って、連邦政府関連機関がファイナンシャル・リテラシー教育を前進させるためにファイナンシャル・リテラシー財政教育委員会（Financial Literacy and Education Commission）⁴⁹が設立された。米国財務省を事務局として、20 の連邦政府関係機関から構成され、財務省長官が委員長を務める。同委員会によって、市民（学生のみではなく市民が対象）が知るべき経済金融知識の情報を集約して提供するウェブサイト Mymoney.gov が運営されている。経済金融知識形成の一環として税に関する情報も提供する。

(3)民間団体による租税・財政教育

州と地方で教育の取組みの異なる米国では、経済教育協議会やジャンプスタートをはじめとして、州政府や学区・学校、ビジネス界と連携して経済金融、ファイナンシャル・リテラシーとパーソナルファイナンス教育を普及させることを目指した民間企業や NPO 団体が数多くある。租税教育の推進のみを行っている訳ではないが、ファイナンシャル・リテラシーの一部として税金に関する内容も含まれている。州や地方政府機関との連携もあり、経済金融教育とファイナンシャル・リテラシーの向上に向けた活動を推進する 4 団体の概要を紹介する。

①ジャンプスタートによる租税・財政教育

パーソナルファイナンス教育を推進する目的で 1997 年に設立された NPO 団体である。政・財・産・学界の約 150 の組織・団体がパートナーとなっており、企業や財団、一般から

⁴⁸ Mymoney.gov <http://www.mymoney.gov/Pages/default.aspx>

⁴⁹ 金融リテラシー教育委員会（Financial Literacy and Education Commission）

<https://www.treasury.gov/resource-center/financial-education/Pages/commission-index.aspx>

の寄附で成り立っている。

ジャンプスタート連合は、全米 K-12 学生向けの経済・財政教育に関する「全国 K-12 パーソナルファイナンス教育基準」(National Standards in K-12 Personal Finance Education、2015 年改訂版)⁵⁰を発行している。同連合は K-12 授業内容や課外活動のガイドとして使われることを前提として、1998 年に全米初のパーソナルファイナンス教育基準を発行した。2001 年、2007 年、2015 年と内容刷新と改訂を実施してきた。州や学区、地域で異なる教育基準に、パーソナルファイナンス教育分野で一定の均一性をもたらすモデルとして、ジャンプスタート連合はこの教育基準を推奨している。

全米各州の NPO 団体と連携したジャンプスタート支部を置き、全国レベルで基準の普及と教員訓練プログラム等を展開している。授業カリキュラムや教材を独自に提供している訳ではないが、ニューヨーク州を含めた多くの州で、ジャンプスタートの基準に沿ってカリキュラムを策定している。

K-12 パーソナルファイナンス教育基準では、「消費と貯蓄」「貸方と借方」「雇用と収入」「投資」「リスク管理と保険」「パーソナルファイナンス上の決断」という 6 分野において幼稚園レベル、4 年生、8 年生、12 年生までに生徒が習得すべき知識とスキル、能力レベルの基準を細かく記載している。その内容には租税に関する知識と理解力も含まれており、例えば、消費と収入と納税の関係、消費税の計算、税控除対象と非対象の出費、納税時の減税項目、収入額と累進課税の仕組み、社会保険料、源泉徴収と納税申告の仕方、投資に関わる税金、非課税や課税繰延の投資の意味、税理上有利な投資、といったものがある。

さらに、ジャンプスタート連合は、財政教育に関わる教員向けの年次会議を開催する他、訓練プログラムも全国で展開する。また、教員用教材検データベースをオンラインで提供している⁵¹。これは、金融教育に役立つ教材(書籍、ビデオ、コンピューター・ソフトウェア、ウェブサイト等)を、K-12 対象学年別、キーワード、タイトル、発行者から検索できるようにしたデータベース・システムである。

②経済教育協議会 (Council for Economic Education、CEE)⁵²による租税・財政教育

65 年以上前に設立された同協議会は、全米規模で K-12 経済金融教育に関する啓発、情報発信を行う NPO 団体である。企業や財団、一般からの寄附で成立している。同協議会は、1997 年に経済教育普及活動の先駆けともなった「経済を教えるための(任意)全米基準」(2010 年改訂版あり)を発行した。2013 年には「ファイナンシャル・リテラシーの全米基準」(National Standards for Financial Literacy)を発行し、州・地方によって異なる経済

⁵⁰ ジャンプスタート連合

<http://www.jumpstart.org/about-us.html>

<http://www.jumpstart.org/national-standards.html>

<http://www.jumpstart.org/nec.html>

⁵¹ ジャンプスタート・クリアリングハウス

<http://clearinghouse.jumpstart.org/>

⁵² 経済教育協議会 (Council for Economic Education、CEE)

<http://councilforeconed.org/>

金融教育の統一基準を導入する働きかけを行ってきた。ニューヨーク州を含めた多くの州で、同協議会の基準に沿ったカリキュラムがみられる。

また、K-12 教員向け教材と情報提供プログラム、教員研修プログラムや年次総会の実施、全国高校生チームの経済知識を競う選抜大会「全米経済チャレンジ」(National Economics Challenge) 開催の他、K-12 経済教育分野で顕著な活躍をした教員の表彰等も行う。

同協議会は、1998 年から隔年で州別の経済金融教育状況隔年調査⁵³も実施する。州別に経済金融教育基準の採用や学区への必須条件の有無等の情報を収集して、各州関係者への取組の強化を提言している。

経済教育協議会では、オンライン教材 econedlink (Economics & Personal Finance Resources for K-12)⁵⁴として、初等・中等教育関係者(生徒、教員、学校外教育関係者)向けに K~第 12 学年までの各種教材を提供している。同協議会によると、435 件の教材をオンラインで閲覧、ダウンロードできる。毎年 120 万以上のウェブサイト利用者がいる。ただし、学区、学校や教員が独自の判断で選んで使うため、個別の利用実態については把握していない。

経済教育協議会が提供する教材の中には、政府の役割及び税金の位置づけに関する題材を扱うものがあり、これらは市民教育と租税・財政教育双方の性格を併せ持った教材となっている。例えば第 6 学年~第 8 学年向けの「Where Does the Money Come From?」では、市民として責任ある判断を行うための行政コストをテーマとしている。

最も対象学年の低い教材は K 学年から使用可能な「Who Pays for City Hall?」⁵⁵で、税金の使途(警察、消防、公園、等の設置・運営管理)について学ぶ。第 3 学年以降になると税金の種類、連邦・州の財政、行政サービス、歴史的背景や徴税が政府運営に果たす役割等についての学習に加え、内容に関するプレゼンテーション、討論等が行われる。3~5 年生向けには、税金に関する回答ゲームを提供する学習ページ、「税金の三目並べゲーム」(Tic Tac Taxes)もある。9~12 学年になると、内国歳入庁等各種ウェブサイトでの情報収集や政府債務問題・税の公平性等のテーマを提供している。

⁵³ 直近の調査は 2016 年に行われた(2016 年 12 月 6 日)

<http://councilforeconed.org/policy-and-advocacy/survey-of-the-states/>

⁵⁴ econedlink <http://www.econedlink.org/>

⁵⁵ Who Pays for City Hall? (K~第 5 学年向け教材)

<http://www.econedlink.org/teacher-lesson/281/Who-Pays-City-Hall>

図表 67 : econedlink 提供教材例 (第 6 学年～第 12 学年向けの税教育教材)

対象学年	教材例
第 6 学年～第 8 学年向け	Taxation without Representation? (代表なき課税)
	Where Does the Money Come From?
	Goods and Services: Some are Private, Some are Not (第 3 学年～第 8 学年向け)
	Constitution Costs (第 6 学年～第 12 学年向け)
第 9 学年～第 12 学年向け	Taxation and the National Debt
	Tax Time Scavenger Hunt
	Sports Economics: To Build or Not to Build
	Why cities provide tax breaks even when they are strapped for revenue
	Preparing a 1040EZ Income Tax Form (アルバイト学生向け確定申告フォーム記載について)

出所 : econedlink ウェブサイトを基に日本総研作成

以下に、6～8年生の市民教育、経済あるいは社会科向けの教材「Where Does the Money Come From?」に示された授業進行例を記す。この授業では税金を具体的に教えるための身近な例を挙げて、生徒はどこからお金があるのか、どんな税金の種類があるのかを学ぶ。教員は生徒を 5 名程度の小グループに分けて話し合いを促し、グループで一緒に考えさせる場合もある。

図表 68 : 「Where Does the Money Come From?」の授業進行例

<p>【活動案①】</p> <p>次の家族を例として税金の種類と役割を学ぶ。</p> <p>祖母は学校の先生、母は小売店経営、フレッド (17 歳)、マリア (12 歳)</p> <p>クラス担当教員は、行政サービスのコストとして様々な税金のあることを説明する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 昨年、祖母は学校から給与 3 万ドル受け取った。連邦所得税は 15% だった。それを差し引いたらいくらになるか。 ・ 母が地方政府から 1,500 ドルの不動産税通知を受け取った。すぐにその半分を払わねばならないがいくら必要か。 ・ マリアがおかあさんと車でガソリンスタンドに行った。ガソリン代は 1.09 ドルだった。マリアは「ガソリンは高いね」というと、母は「ガソリン代の

約3分の1は連邦と州に払う物品税が含まれるからね。」と言った。クラスで自分の住む州の税率で計算してみる。

・母のお店で働くリンダの時給は8ドル。週40時間働くと母は年間にいくらリンダに払うのか。母は、リンダに払う給与の他に、連邦政府にリンダの社会保険料（支払給与税：給与額の7.65%）を払わねばならない。母は年間いくら払うのか。

・母のお店の今年の売上高は35万ドルだった。母は連邦法人税の34%を払わねばならない。いくらになるか。

【活動案②】

クラス担当教員は州と地方の消費税とその役割を教える。

消費税は住んでいる州と郡や市によって異なるので、生徒はまずクラスで地元の消費税率をインターネットで調べる。他州についてもチェックする。

生徒各自がネットショッピングのサイトで、自分の買いたい商品の価格を見て、値段をノートに書いておく。地元で買った時の消費税率を計算してみる。

出所：econedlink ウェブサイトを基に日本総研作成

③金融教育全国基金（National Endowment for Financial Education、コロラド州デンバー市）⁵⁶

同基金は、米国消費者の経済金融教育のための様々なプログラム開発と無料提供をするほか、パーソナルファイナンスや消費者の金融行動に関する調査等も実施している。独自資金運用をしている基金で、法人や一般からの寄附は受取らない。

1984年にハイスクール教員向けに実践的な金融教育プログラム（High School Financial Planning Program）を開発し、授業プランと教材を無料配布してきた。授業プランは45分ずつの6テーマで、教員必要に応じてテーマ選び、あるいは他教材を組み合わせることで授業を行うことができる。教員はプログラム専用のウェブサイトで登録をしてプランと教材をダウンロードするか、同基金から印刷物を送付してもらう。

これまでに学校やコミュニティー団体等で1,150万人がこのプログラムで学習したという。大学生向けの金融教育コース（CashCourse）や一般消費者向けのパーソナルファイナンス・コース（Smart about Money）といったオンライン教育コースも提供している。

⁵⁶ 金融教育全国基金

<http://www.nefe.org>

高校授業向け金融教育プログラム

<http://www.hsfpp.org>

<http://www.hsfpp.org/about-the-program/modules.aspx>

大学生向けコース

<http://info.cashcourse.org>

一般消費者向けコース

<https://www.smartaboutmoney.org>

④ EVERFI⁵⁷

ニューヨーク州教育省のヒアリングで、K-12 生徒向け金融教育 (Financial Capabilities) のオンライン学習プログラムとして名前が挙げられたのが EVERFI である。教育省では、詳細な利用状況については把握していないが、ICT の活用が進む中で、オンラインでの学習は増加していくと考えている。

EVERFI は、オンライン教育ベンチャー企業として 2011 年に事業を開始した。次世代の教育として、これからの社会で必要なスキルと知識を重視したプログラムを開発することを目指している。EVERFI は、学校教員の指導の下で、生徒自身がコンピューターやタブレット等でログインして学習するように開発された教育プログラムを提供している。EVERFI の K-12 生徒向け金融教育学習プログラムは、4～6 年生用の「お金を理解する」(Vault-Understanding Money)、ミドルスクール (6～8 年生) 用のフューチャースマート (FutureSmart)、ハイスクール (9～12 年生) 用のフィナンシャル・リテラシー (EverFi-Financial Literacy) の 3 種類である。学習プログラムはジャンプスタートの財政教育基準に対応している。学校教員が登録をして、生徒が無料でプログラムを利用する手続きをする。生徒は自分で学習プログラムに取組み、教員が進捗をチェックできるシステムになっている。

EVERFI では金融教育の他に、多様化 (ダイバーシティ)、デジタル・リテラシー、健康 (飲酒問題や性教育) 等も用意している。

(4) その他特徴ある租税・財政教育

税に対する理解を促進するためには、主権者教育や市民教育において、政府や行政の仕組みについて学習することも重要である。ここでは米国の教育部門以外での市民教育や、市民教育を推進する団体についての事例を紹介する。

① 移民向け市民教育

移民国家である米国は、市民権取得手続きの中で英語と市民教育 (Civics) の口頭試験を行う。市民教育の試験は、既に公表されている米国の歴史や憲法、政府等に関する 100 問のうち 10 問が出題され、そのうち 6 問を正解しなくてはならない。最新公表の 100 問⁵⁸の中で、租税に関しては「連邦納税申告日はいつか」という質問がある。

所管部署は国土安全保障省市民権・移民局 (U.S. Citizenship and Immigration Services)⁵⁹であり、同局は市民権取得手続き支援を行う各地の NPO 団体を資金援助し、試験に関する

⁵⁷ EVERFI、ホームページ

<https://everfi.com>

<https://everfi.com/financial-capability/>

⁵⁸ 国土安全保障省市民権・移民局、市民教育の試験用の学習手引き

<https://www.uscis.gov/citizenship/learners/study-test/study-materials-civics-test>

⁵⁹ 国土安全保障省市民権・移民局の援助する団体リスト

るサポートも行っている。例えば、移民向けの市民教育に関する学習手引きを提供している。また、移民支援団体等の ESL (English as a Second Language:英語を外国語として教える授業) の教員やボランティア教員向けのクラス用カリキュラムと教材のほか、オンラインでビデオを含む授業準備ガイド等を提供し、各地でセミナーも開催している。

②国土安全保障省市民権・移民局の市民教育テストを高校生に受けさせる動き⁶⁰

近年、米国では市民と政府に関する一般教養レベルが落ちているとの懸念から、「市民教育促進」(Civics Education Initiative)の動きがでてきた。その具体的な方策が、前項の移民向け市民教育テストをベースにした市民教育テストを高校生に受けさせる州法を制定する動きである。

全米教育委員会の調査(2016年9月1日時点)では、すでに12州(ミネソタ、ミズーリ、ニューハンプシャー、バージニア、アリゾナ、アイダホ、ルイジアナ、ノース・ダコタ、サウス・カロライナ、テネシー、ユタ、ウィスコンシン)は移民向けと同様のテストを高校生に受けさせる条項を州法に加えた。州によって、具体的なテスト項目や内容は異なり、教育カリキュラムや卒業条件との関わり方は異なる。

③市民教育センター(Center for Civic Education)⁶¹:教材や情報の提供

カリフォルニア州に本部を置くNPO団体で、民主主義の基本理念の理解や市民としての民主的スキル醸成等に関する情報発信、啓発を行う。1991年に「市民教育フレームワーク」(CIVITAS: A Framework for Civic Education)を、また1994年には各州教育スタンダードにおける市民教育科目策定ガイドとなる「市民と政府の教育基準」(National Standards for Civic and Government)を策定している。

同センターはいくつかのプロジェクトを通じ、幼稚園から大学生、成人まで幅広い年齢をターゲットに教材や授業プランを提供する。各州にコンタクト先があり、ニューヨーク州では州弁護士会(New York State Bar Association)が拠点となっている⁶²。

<https://www.uscis.gov/citizenship/learners/find-help-your-community>

移民向け情報提供、教員向け情報提供

<https://www.uscis.gov/citizenship/learners>

<https://www.uscis.gov/citizenship/teachers>

⁶⁰ 全米教育委員会

http://www.ecs.org/ec-content/uploads/The_Civics_Education_Initiative_2015-2016.pdf

⁶¹ 市民教育センター

<http://www.civiced.org/home>

<http://www.civiced.org/about/center-for-civic-education-timeline>

スタンダード策定にあたっては連邦教育省、ピュー・チャリタブル・トラストが援助を行っている。

<http://www.civiced.org/component/content/article/12-publications/379-national-standards-for-civics-and-government>

⁶² ニューヨーク州弁護士会>Leadership & Advocacy>Law, Youth and Citizenship Program

<http://www.nysba.org/lychome/>

図表 69：市民教育センターが提供するプログラムの例

対象学年	教材例
We the People ⁶³	同プログラムは初等～中等教育の生徒を対象に市民の責務や技量を学ぶために授業プラン、教科書(The Citizen and the Constitution)、その他関連情報等を提供する。1987年に始まった同プログラムには累計で2,800万の生徒と75万の教員が参加した。
Project Citizen ⁶⁴	中等教育以上の生徒及び成人向けのプログラムで、政策形成への関与と政策監視に関する情報や教科書を提供している。地域ベースの課題の抽出と解決法をグループで提示してクラスまたは地域で発表する活動、「ショーケース」のやり方やプランも提供する。
Foundations of Democracy ⁶⁵	教科書のシリーズで、民主主義の基本理念に関する内容を整理している。各学年レベル向けのバージョンが用意されている。

出所：市民教育センターウェブサイトを基に日本総研作成

(5)レファレンダムが租税・財政教育に与える影響（カリフォルニア州の事例）

ニューヨーク州では市民イニシアチブや市民レファレンダム（popular initiative, popular referendum）といった市民による直接立法制度を採用してない⁶⁶が、カリフォルニア州では、1911年に市民直接立法制度を導入している⁶⁷。1912年から2016年10月20日までに376件の住民提案の住民投票があり123件が可決された。住民提案には、教育方針や教育内容、教育支出に関わる案件もある。例えば、2016年11月8日の大統領選挙と同時に実施された住民投票案件は17件あったが、そのうち2件は教育分野で両方とも可決された。こうした制度があることで、カリフォルニア州では、選挙と投票に関する教育や情報提供が充実している⁶⁸。

同州政府は市民教育の一環として、中学、高校向けにも積極的に情報提供を行っている。例えば、毎年4月と11月それぞれの後半2週間を「高校における投票者教育週」（High School Voter Education Weeks）と定め、高校生を対象として投票権や投票に関する情報を提供し、投票会場でのボランティア参加も推奨する。

また、投票権を持たない中高生を対象に、実際の選挙日より1か月ほど前に「学生模擬投

⁶³ We the People

<http://www.civiced.org/wtp-the-program/curriculum>

⁶⁴ Project Citizen

<http://www.civiced.org/programs/project-citizen>

⁶⁵ Foundations of Democracy シリーズ（ページ最下部）

<http://www.civiced.org/resources/publications/student-texts>

⁶⁶ 南カリフォルニア大学、イニシアチブとレファレンダム研究所（Initiative& Referendum Institute）

<http://www.iandrinstute.org/states.cfm>

⁶⁷ カリフォルニア州、

<http://elections.cdn.sos.ca.gov//ballot-measures/pdf/initiative-totals-summary-year.pdf>

⁶⁸ 一方で、レファレンダムがあることで租税・財政教育の内容が充実する等の影響を受けたという事例は見つからなかった。

票」(Student Mock Election)を行うプログラムがある。2008年から市民教育の一環として行なわれてきた。参加希望の学校は、事前にカリフォルニア州務長官下の担当部署(Voter Education and Outreach, Elections Division)に登録し、校内で選挙を実施する。学校の担当教員は、実施要項や教材等を州政府担当部署から受け取り、生徒らの投票体験の準備を進める。2016年11月8日にむけた模擬選挙は、10月11日に523校で実施され、中高生約20.8万人が参加した。実際の選挙と同じように住民提案も含まれたが、17件全部ではなく擬似選挙では7件に絞ったもので行われた⁶⁹。

(6) 租税・財政教育に対する予算・費用

連邦政府の教育省や州・地方政府は、租税・財政教育に直接関わっていないため、情報や統計はない。財政教育を推進する団体のプログラムが、行政機関の助成金や補助金対象となる場合はある。

一方、財政教育に直接関与している行政機関としては、オンラインで教員や生徒向けに教材や学習プログラムを提供するIRSや財務省、連邦準備銀行等であるが、租税・財政教育に関する予算や支出は公表されていない。

経済金融教育プログラムを展開するNPO団体の経済教育協議会の決算報告(2015年)⁷⁰によると、収入は529万ドル、教育関連プログラムへの支出は346万ドルであった。

2-2-3. 租税・財政教育に関わる人材に対する教育研修の状況

コンサルティング会社のPWC⁷¹が、米国のK-12教員2,000人を対象とした財政教育に関する意識調査(2016年3月公表)によると、授業で財政教育を行っている人は12%だった。また、財政教育を自分の授業で扱うことに31%の回答者は十分に対応できるとしたが、51%がある程度はできる、18%は全く自信がないと回答した。69%の教員は、教育現場に財政教育を行うことのできる教員が不足していると答えた。

こうした調査はジャンプスタート等でも過去に実施しており、K-12教員に対する教育研修は課題となっている。経済教育協議会とジャンプスタート連合が、以下のように組織的に研修を実施している。

⁶⁹ カリフォルニア州務長官、投票教育関連ホームページ

<http://www.sos.ca.gov/elections/voting-resources/voting-california/help-strengthen-our-democracy/high-school-voter-education-weeks/>

<http://www.sos.ca.gov/elections/voting-resources/voting-california/help-strengthen-our-democracy/>

<http://elections.edn.sos.ca.gov/mock-election/fact-sheet.pdf>

<http://www.sos.ca.gov/elections/student-mock-election/mock-election-results/2016-general/>

⁷⁰ 経済教育協議会

<http://councilforeconed.org/wp/wp-content/uploads/2016/09/CEE-2015-Audited-Financial-Statement.pdf>

⁷¹ PWC ホームページ

<http://www.pwc.com/us/en/about-us/corporate-responsibility/publications/pwc-financial-education-report.html>

<http://www.pwc.com/us/en/about-us/corporate-responsibility/publications/california-bridging-financial-literacy-gap.html>

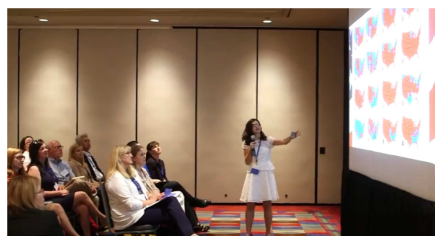
(1)経済教育協議会⁷²

同協議会は、50年以上前から K-12 教員や教育者向けにファイナンシャル・リテラシーと経済教育のための年次総会（3日間）を開催してきた。カリキュラムや教材、授業の進め方や ICT の活用等様々なテーマでワークショップや会議が行われ、毎年 500～600 人が出席する。

また、ニューヨーク州の K-12 教員向けに経済金融教育分野の「生涯教育コース」(continuing education) として、ニューヨーク市でワークショップ開催を毎月数回実施している。さらに、全国の教員向けにウェブ上セミナー (Webinar) をほぼ毎週開催している。どちらも学校教員を対象にするが、事前登録をすれば誰でも無料で参加できる。さらに、同協議会は、各地の学区や学校を対象にパーソナルファイナンスや経済教育のカリキュラム作成のサポートと教員研修を実施している。最近では、イリノイ州シカゴ市の 37 の公立高校や、インディアナ州インディアナポリス市の 2 つの学区の中学校 (ミドルスクール) を支援した実績がある。

毎年、同協議会のワークショップには約 5.5 万人の教員が参加している。参加者の内訳は小学校教員が 3 割、中学校が 2 割、高校が 5 割程度である。また 9 割は公立学校の教員である。

図表 70：経済教育協議会、第 55 回年次総会の様子



出所：経済教育協議会ウェブサイト

(2)ジャンプスタート連合

同連合は 2009 年から教員向けの年次会議を開催してきた。パーソナルファイナンス教育のための授業モデルや教材、実例等に関する専門家らのセミナーが行われ、情報交換の場となっている。同連合へのヒアリングによると、毎年、45～48 州から 300 人近くの教員が出席している。2016 年の会議では、85%が高校（9～12 学年）教員、7%が中学校（6～8 年生）、7%が小学校、2%が大学や職業訓練校等だった。

同連合では、パーソナルファイナンス教育を担当する教員向け研修モデル (Jumpstart Financial Foundations for Educators) を各地に広げる活動をしている。この研修は、授業方法や授業内容について教えるのではなく、教員自身のファイナンシャル・リテラシーのレ

⁷² 経済教育協議会

<http://councilforeconed.org/programs-2/national-center-for-economic-and-financial-education/>

<http://councilforeconed.org/webinars/>

<http://councilforeconed.org/about/impact/metrics/>

ベル向上のためのプログラムとなっている。3～5日で約18時間にわたって研修を行っている。

このモデルは、ジャンプスタート連合と経済教育協議会、金融教育全国基金等5団体が協力して開発した。この研修プログラムは3年前から各地で実施されており、ジャンプスタートの州支部の団体を中心に、15の団体が利用しているという。

図表 71：ジャンプスタート連合の教員向け研修モデルを使った研修風景



出所：ジャンプスタート連合ウェブサイト

2-2-4. 租税・財政教育の現場の様子

経済教育協議会では、毎年、経済教育分野で画期的な活躍をした K-12 教員を讃えて賞を贈っている。受賞した教員の授業風景の動画が同協議会ホームページで閲覧できる⁷³。以下に、受賞したニューヨーク州の教員と授業の様子を紹介する。

図表 72：ニューヨーク市ブルックリン公立小学校教員による授業
(4年生の社会科授業でお金の役割、起業と収入の仕組み等を学ぶ授業)



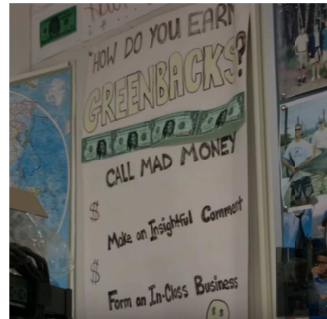
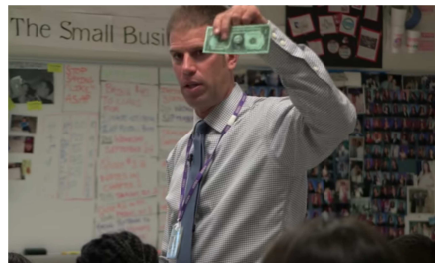
出所：経済教育協議会ウェブサイト

⁷³ 経済教育協議会

<http://councilforeconed.org/programs-2/teacher-awards/>

https://www.youtube.com/watch?v=RWF09s0mqTo&index=1&list=PLYRND_J8QYQaQuippkobNn0Kyzzug9wQV

図表 73：ニューヨーク州ニューロッシェル市公立高校経済担当教員による授業
(12年生の経済授業で、お金を稼ぐこと及びパーソナルファイナンスを学び、問題
点等を討論する)



出所：経済教育協議会ウェブサイト

概要

日本

アメリカ

スウェーデン

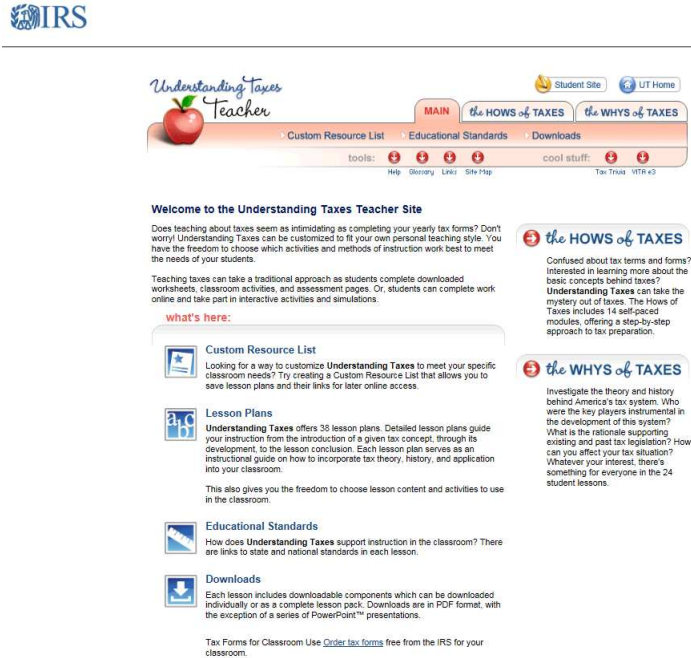
ドイツ

オーストラリア

総括

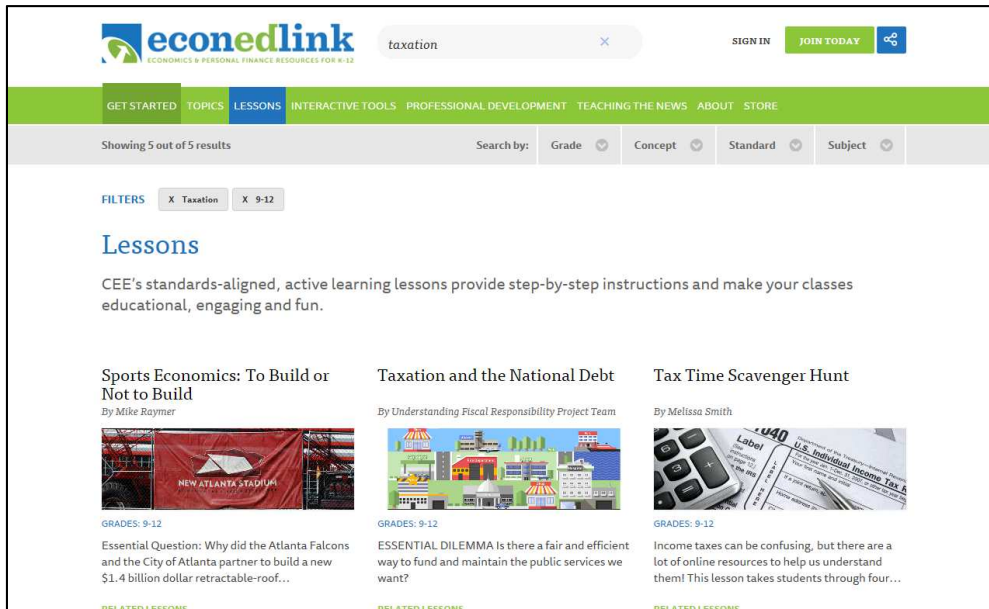
2-2-5. 租税・財政教育で用いられる教材例

図表 74 : IRS の教材提供ウェブサイト (教員向け)



出所 : IRS ウェブサイト

図表 75 : econedlink の教材提供ウェブサイト



出所 : econedlink ウェブサイト

2-2-6.租税教育を進める上での工夫点

経済科や市民科にて租税・財政教育を行っている。授業の際に使用する教科書は、学校や学校がそれぞれに選定するため、具体的な授業内容は学校によって異なっている。米国での租税・財政教育の特徴の一つは、民間団体による教材提供が充実していることであり、ウェブサイト等で教員向けの授業教材や生徒がオンラインで学習できる教材が多数提供されている。経済教育協議会が提供する教材の中には、政府の役割及び税金の位置づけに関する題材を扱うものがあり、これらは市民教育と租税・財政教育双方の性格を併せ持っている。また、税の制度や意義について伝えるとともに、具体的な事例を通して消費税等の納税額を計算する等、生徒がより実感を持って税に関する理解を深められる授業も行われている。

2-3. 税務広報

2-3-1. 税務広報の概要

(1) 租税に関する情報提供

① IRS による情報提供

IRS では、租税に関する様々な情報をウェブサイト、メール配信、動画、SNS 等を活用し、伝えている。現在は ICT を活用した広報活動に力を入れている。米国納税者の電子申告率が 90% を超えており、ウェブサイト上やスマートフォンを活用した情報提供が頻繁に行われている。オンラインで納税や還付金に関する手続きの進捗状況の確認（トラッキング）も可能になっている。また、印刷物はインターネット上（PDF）で入手でき、ポスターは利用団体がダウンロードし、印刷して使うこともある。

図表 76：IRS による広報活動の概要⁷⁴

種類	概要	実施回数	数量等
紙媒体（全て IRS ホームページで見られる）			
各種納税申告関連書類とガイド	納期の案内、連邦税制度と各種税金の説明、税控除の情報、納税者の権利	年 1 回	依頼者のみに配布
データブック	納税収入実績と納税者数等の統計	年 1 回	不明
ポスター	税控除や新規規定に関する告知	随時	不明
動画媒体			
ビデオ・ユーチューブ	納税に関する情報提供の他に、様々な租税トピックと注意事項等を提供する。	随時	
ウェビナーやポッドキャスト	納税に関する情報提供の他に、様々な租税トピックと注意事項等を提供する	随時	
その他			
ホームページ（西・中・韓・露・ベトナム語）	連邦税全般にわたる情報を周知、及び納税サポート、納税申告と還付金トラッキングが可能	常時	
SNS	ツイッター、タンブラー、フェイスブックで連邦税全般にわたる情報を周知	随時	
スマートフォン、アプリ*	租税情報提供、及び納税申告と還付金トラッキングが可能	随時	
IRS E-News（電子メ	納税情報や租税に関するニュースやアラート:	随時	中小企業の登

⁷⁴ IRS www.irs.gov

(ニュース配信登録) <https://www.irs.gov/uac/e-news-subscriptions-2>

(ビデオポータル) <https://www.irsvideos.gov/>

ール登録)	中小企業や税理士向け情報等様々なチャンネルを選べる		録数：40.6万 税理士の登録数：30.6万
公共サービス告知 テレビ・ラジオ	電子申告の推進や注意事項等、30～60秒の録音・動画を放送局に提供	随時	

*2011年に開始。最新アプリ版は、グーグルプレイ、アップル・アプリストア、アマゾンから無料ダウンロードできる。

出所：IRS ウェブサイトを基に日本総研作成

なお、税金の使途についての情報開示は IRS の担当ではなく、毎年、行政管理予算局 (Office of Management and Budget) が予算教書に過去の歳入・歳出額内訳を記載している。また、財務省が公表する前年度の「米国政府の決算報告」⁷⁵にも歳入・歳出額が掲載されている。さらに、同省は連邦政府の契約、助成金や資金援助についてその種類、使途、金額 (25,000 ドル以上)、受取先等を開示するウェブサイト、USASPENDING.GOV⁷⁶を運営する。サイトは 2006 年の連邦法規に基づいて、政府の透明性向上を目的に 2008 年に開設された。また、各州政府の過去の歳入・歳出の情報開示は、国勢調査局⁷⁷が別途行っている。

②ニューヨーク州税務・財務局による情報提供⁷⁸

ニューヨーク州税務・財務局では、ウェブサイト、動画、SNS 等を活用し、租税に関する様々な情報を伝えている。IRS と同様、同局でも ICT を活用した情報提供を行っており、ウェブサイト上で納税や還付金のトラッキングもできるようになっている。また、印刷物はインターネット上 (PDF) で入手できる。

⁷⁵ 財務省、「米国政府の決算報告」

https://www.fiscal.treasury.gov/fsreports/rpt/finrep/fr/fr_index.htm

⁷⁶ 財務省、USASPENDING.GOV (連邦政府の出費)

<https://www.usaspending.gov/Pages/Default.aspx>

⁷⁷ 国勢調査局 (United States Census Bureau)

<https://www.census.gov/govs/state/>

⁷⁸ ニューヨーク州税務・財務局

<https://www.tax.ny.gov/>

(電子申告に関する広報) <https://www.tax.ny.gov/press/efile-media-center.htm>

(動画やプレゼンテーションのリンク) <https://www.tax.ny.gov/e-services/otc/demos/demo.htm>

(多国語対応アクセス情報) <https://www.tax.ny.gov/language/>

図表 77：ニューヨーク州税務・財務局による広報活動の概要

	種類	対象	概要	実施回数等
印刷・PDF	各種納税申告関連書類とガイド	一般	納期の案内、各種税金の説明、税控除の情報、納税者の権利など。電子申告の促進のためのチラシなどは随時発行する。	年1回 または 随時
ウェブサイト	ホームページ (一部情報は西、中、露、伊、韓、 ハイチ・クレオール語)	一般	州税全般にわたる情報を周知、及び納税サポート、納税申告と還付金トラッキングが可能。	随時
	メール配信サービス(E-News)	一般	納税情報や租税に関するニュースとアラートを配信する。	随時
	ビデオ・ユーチューブ	一般、税理士向け、ボランティア向けなど	納税に関する情報提供の他に、様々な租税トピックと注意事項などを提供する。	随時
SNS	SNS	一般	ツイッター、タンブラー、フェイスブックで連邦税全般にわたる情報を周知。	随時
メディア	公共サービス告知 テレビ・ラジオ	一般	電子申告の推進や注意事項など、30～60秒の録音・動画を放送局に提供する。	随時

出所：ニューヨーク州税務・財務局ウェブサイトを基に日本総研作成

なお、ニューヨーク州税務・財務局は税金の用途情報の開示を担当しておらず、税の用途については、州の予算教書を作成する州予算局（New York State Division of the Budget）が過去の歳入・歳出額と内訳を公表している。また、財務監査長官室（NY State Comptroller）が州の財政公開の一環で税金の用途情報を開示している。

(2)納税に関する相談・サポート体制

①IRS の納税者からの相談・サポート体制⁷⁹

納税者への相談・サポートとして、主に「無料電話相談」「オンライン・チャット：月～金曜日、米東部時間 10～20 時」「無料対面サポート（ボランティア）」を行っている。

この「無料対面サポート」について、IRS は、全米の民間 NPO 団体や大学、企業やコミュニティセンターとのパートナー協力関係の下、低所得者や高齢者向けに確定申告に関わる情報提供と申請手続き支援を行っている。原則として年間収入が 54,000 ドル以下の家族または個人を対象とする。無料電子申告手続きと申告代行は、年間収入 64,000 ドル以下の家族または個人に限られる。

この支援実施にあたり、IRS は所得税申告支援ボランティア（Volunteer Income Tax Assistance、VITA）と高齢者向け税金カウンセリングボランティア（Tax Counseling for the Elderly、TCE）を募り、VITA/TCE ボランティアが相談面接と申告手続き支援を行う。全米退職者協会（AARP Foundation）等のパートナー団体が提供する 12,000 か所以上の施設において、申告期間中（1月中旬から申告締切日まで）に全米で対面相談室が開催される。開催日程はパートナー団体によって異なる。例えば、ニューヨーク市図書館⁸⁰は、2017 年

⁷⁹ IRS 支援・サポート関連ページ

<https://www.irs.gov/uac/taxpayer-assistance>

<https://www.irs.gov/help-resources/navigate-irsgov>

(SPEC 業務) https://www.irs.gov/irm/part22/irm_22-030-001.html#d0e478

(ボランティア関連データ) <https://www.irs.gov/uac/soi-tax-stats-irs-data-book>

(ボランティア支援内容) <https://www.irs.gov/individuals/free-tax-return-preparation-for-you-by-volunteers>

(オンライン研修) <https://www.irs.gov/individuals/link-learn-taxes>

(NY 内の税務署所在地) <https://www.irs.gov/uac/contact-my-local-office-in-new-york>

⁸⁰ ニューヨーク市図書館

<https://www.nypl.org/help/community-outreach/income-tax-information>

1月31日～4月18日の期間、ボランティアを手配するパートナー団体と協力して、市内数か所の図書館内で無料対面サポートを提供する。連邦申告だけではなく、州の納税申告手続きもサポートする。

IRSは、ボランティアになりたい人のためにオンライン研修サイト「Link and Learn Taxes」を開設している。研修後の試験に合格することでボランティア認定される。2015年度実績では、VITAとTCEを合わせたボランティア数は90,826人、ボランティアが申告手続きして提出された申告件数は375万件を超えた。

VITAとTCEは、IRSによる納税者へのアウトリーチ・教育プログラム（Stakeholder Partnerships, Education and Communication、SPEC）の一環である⁸¹。

また、IRS直轄税務署はニューヨーク州内に21か所⁸²があり、面接予約によって個別ケースの相談と諸手続きのサポートを行う。2017年1月初旬～4月18日の期間は、納税申告手続きに関する相談と申告手続き支援サービスを含む。

②ニューヨーク州税務・財務局による納税者からの相談・サポート体制⁸³

ニューヨーク州税務・財務局は、主に「無料電話相談」と「電子申告手続き無料対面サポート（ボランティア）」を行っている。

この「電子申告手続き無料対面サポート」の対象となるのは、年間収入64,000ドル以下の家族または個人に限られる。IRSのVITAとTCEのボランティアのネットワークを使うが、IRSの拠点とは別に、ニューヨーク州税務・財務局が独自に州内約60か所（パートナー団体や地元図書館）を「申告手続きサポート拠点」（Facilitated Self Assistance sites）として展開し、同局の職員も拠点でサポートに参加している。設置期間は2017年1月31日～4月18日の予定である。連邦税申告は対象でなく、ニューヨーク州納税申告手続きのサポートを行っている。

ボランティアのリクルートと育成については、州税務・財務局の納税者擁護部門（Taxpayer Rights Advocate）が行っている。2015年にはサポート拠点から30万件を超える電子申告があった。

⁸¹なお、租税・財政教育関連の教材「税金を理解しよう（Understanding Taxes）」の提供に係る業務も、このSPECプログラムの一環として行われている。

⁸² IRS直轄税務署（ニューヨーク州）

<https://www.irs.gov/uac/contact-my-local-office-in-new-york>

⁸³ ニューヨーク州税務・財務局、関連ページ

<http://www.ny.gov/services/file-your-new-york-state-income-tax-return>

（サポート拠点）<https://www.tax.ny.gov/fsa/>

<https://www.tax.ny.gov/pdf/fsa/tp-325-free-tax-help-palmcard.pdf>

https://www.tax.ny.gov/volunteer/mft_training.pdf

(3)その他特徴的な普及啓発活動

米国税務担当省庁である IRS とニューヨーク州税務・財務局の役割と権限は、税金徴収とそれに係る情報提供に特化しており、税金使途や効果についての告知や広報は行っていない。税金の使途は別の省庁によって情報提供されている。以下に予算教書の数値をベースにして、分かりやすく税金の使途情報が提供されている税務広報の例を挙げる。

①連邦政府 Online Tax Receipt

44 代バラク・オバマ大統領のホワイトハウスのウェブサイトにおいて、閲覧者が自らの2014年の個人所得税 (Income Tax)、社会保障税 (Social Security Tax) と高齢者向け医療保険 (Medicare Tax) を記入すると、その使途 (国防、健康保険、福祉等) が計算されて表として見られるページを設置した。個人で払った税金がどの分野にいくら使われるのか可視化される仕組みとなっている。

図表 78：連邦政府 Online Tax Receipt



出所：ホワイトハウスウェブサイト

このサイトで上記のように、例えば税金を 2,000 ドル支払ったと記入すると、その用途額が出力される。ヘルスケア（全体の 27.49%）で約 550 ドル、防衛（23.91%）が 468 ドルといったように分かりやすく表示される⁸⁴。

②ニューヨーク州政府、「NY オープンバジェット」(Open Budget)

2011 年 1 月に就任したニューヨーク州アンドリュース・クオモ (Andrew Cuomo) 知事は、ニューヨーク州政府ウェブサイトにおける情報公開を促進しており、2013 年 1 月に州の歳入・歳出、税金や部門・政策別予算割当額等が閲覧できる「NY オープンバジェット」⁸⁵を開設した。1996 年 3 月末年度以降の予算案や可決予算 (Enacted Budget Financial Plan) と過去実績を省庁や分野別等で検索、閲覧できる。さらに、可決予算の教育費用がどの郡・市町村と学区に充当されたかといった詳細や税金種類別の歳入額も検索できる。ウェブサイト上では以下のように、税の種類等をプルダウンで選択するとデータが表示される。そのデータをエクセルファイルで出力することができ、データ利活用の利便性にも配慮されている。

これは、同知事が推進してきた「オープン NY」(Open NY) ポータルサイトに先駆けたものである。ポータルサイトは州政府の情報公開と市民によるアクセス向上を図り、従来の情報公開プロセスに要するコスト削減を目指した取組みで 2013 年 3 月に開設された。

⁸⁴ トランプ大統領就任の 2017 年 1 月 20 日後に前政権臨時記録のサイトに移動した。新政権移行後の継続については不明である。
行政管理予算局ウェブサイト（現時点ではトランプ政権移行途中のため、オバマ前大統領時代の同局サイトにリンクしている）

<https://www.whitehouse.gov/omb/>

<https://obamawhitehouse.archives.gov/omb>

⁸⁵ オープンバジェット： <http://openbudget.ny.gov/openBudget.html>
クオモ知事発表リリース（2013 年 3 月 11 日）

<https://www.governor.ny.gov/news/governor-cuomo-launches-opennygov-providing-public-unprecedented-user-friendly-access-federal>

図表 79 : 「NY オープンバジェット」 ウェブサイト

Revenue

Use this new lookup tool to view and download historical receipt information going back to 1992 for the General Fund and All Governmental Funds. Data can be filtered by fund type, financial plan category or detailed receipt category, and results can be exported to Microsoft Excel for further review and analysis.

Actual receipts will be updated as soon as practicable following the close of the State Fiscal Year.

Actual receipt dollars shown here are in millions.

Guide to Budget Terms

Fund Group: All Funds
 FP Category: Business taxes
 Detail Receipt: Insurance taxes

Submit Reset

Export to Excel

Fund Group	FP Category	Detail Receipt	2015-16 Actuals	2014-15 Actuals	2013-14 Actuals	2012-13 Actuals	2011-12 Actuals	2010-11 Actuals	2009-10 Actuals
All Funds	Business taxes	Insurance taxes	1,580.1	1,532.9	1,444.4	1,508.6	1,413.1	1,350.9	1,490.2

出所：ニューヨーク州税務・財務局ウェブサイト

(4) 税務広報に対する予算・費用

① IRS の税務広報に対する予算・費用⁸⁶

IRS では年度（9月末期）毎に業務別の支出額を次のように開示しているが、税務広報の予算や費用は公表してない。同庁の広報部門業務は事業サポート部門に属し、納税に対する相談・サポート体制のアウトリーチ・教育プログラム（SPEC）は、納税者サービス部門の「納税者補助と教育活動」に含まれると考えられる。

⁸⁶ IRS、支出額の開示ページ

<https://www.irs.gov/uac/irs-budget-and-workforce>

<https://www.irs.gov/pub/irs-soi/15databk.pdf-workload>

図表 80 : IRS 業務関連支出額

年度	支出額 (単位：千ドル)
2010	12,353,344
2011	12,358,877
2012	12,059,409
2013	11,597,560
2014	11,591,007
2015	11,395,839

出所：IRS ウェブサイトを基に日本総研作成

図表 81 : 主要部門別業務関連支出額 (細分)

(単位：千ドル)	支出額		内、人事関連コスト	
	2014	2015	2014	2015
業務関連総支出額	11,591,007	11,395,839	8,554,261	8,335,566
納税者サービス部門				
部門総額	2,345,229	2,232,682	2,173,414	2,080,777
納税者補助と教育活動	628,940	620,437	563,633	564,601
納税者申告関連サービス	1,716,289	1,612,245	1,609,781	1,516,176
調査査察部門				
部門総額	4,944,885	4,819,251	4,683,916	4,559,709
調査	604,070	612,506	563,126	559,005
査察調査と徴収	4,169,169	4,040,656	3,952,501	3,843,964
取締法業務	171,646	166,089	168,289	156,740
業務サポート部門				
部門総額	4,054,808	4,102,377	1,625,556	1,640,819
インフラ	874,938	847,260	588	339
全部門サービス管理	1,137,127	1,131,451	719,377	723,027
情報サービス	2,042,743	2,123,666	905,591	917,453
IT システム向上整備	246,085	241,529	71,375	54,261

出所：IRS ウェブサイトを基に日本総研作成

②ニューヨーク州税務・財務局

同局の支出額は、オープンバジェット⁸⁷で1995年3月末期から開示している。支出分類に税務広報という項目がないため、その予算や費用規模については分からない。

図表 82：ニューヨーク州税務・財務局の支出額（実績）推移（単位：千ドル）

2016年3月期	2015年3月期	2014年3月期	2013年3月期	2012年3月期
354,936	381,732	368,773	392,820	401,710

出所：ニューヨーク州政府オープンバジェットを基に日本総研作成

2-3-2. 税務広報に対する評価方法

(1) IRS による調査

IRS の複数の部署は、定期的に外部調査機関に委託して、その部署の担当する個人や法人納税者の、IRS 業務やサービス、情報提供等への満足度等の調査をしている。例えば、個人や法人に対して、納税申告方法や申告書記入準備や時間等の負担に関わる質問を中心に「個人納税者の納税申告に係る負担調査」(Taxpayer Burden Survey)⁸⁸を毎年実施している。各種調査のリストは公表⁸⁹されるが、それぞれの結果は公表されない。

また、IRS ホームページでユーザー調査⁹⁰も実施している。ホームページ上の情報検索とナビゲーションの向上を目的とする。調査に参加したいユーザーは調査アイコンをクリックして10の質問に答える。質問は自分の知りたい情報をIRS ホームページのどこで探せば出てくるかという知識を問うもので、10～15分ほどで回答が完了する。

また、納税者のIRS や税金に対する意識調査については、1998年に米議会によって設立されたIRS 監視委員会 (IRS Oversight Board)⁹¹が、納税者意識調査 (Taxpayer Attitude Survey) を実施し公開⁹²する。外部調査機関に委託した同調査は2002年から毎年行ってきたが、2015年に同委員会が定員不足によって業務停止となったため、最新調査は2014年版となっている。同調査は2014年8月に無作為に選んだ18歳以上の約1,000人への電話インタビューにより実施された。インタビューは14の質問で構成され、用意された複数の回答から一番近いものを選ぶ方式で行われた。主要点は次の通りである。

⁸⁷ オープンバジェット：<http://openbudget.ny.gov/openBudget.html>

⁸⁸ IRS ホームページ
<https://www.irs.gov/pub/irs-soi/15inburdensurvey.pdf>
<https://www.irstaxpayerburdensurvey.org/>

⁸⁹ IRS ホームページ
<https://www.irs.gov/uac/customer-satisfaction-surveys>

⁹⁰ ユーザー調査 (IRS サイトから外部調査会社サイト上の調査ページに移る)
<https://irs.optimalworkshop.com/treejack/723k04i0>

⁹¹ IRS 監視委員会
<https://www.treasury.gov/IRSOB/Pages/default.aspx>

⁹² 納税者意識調査
<https://www.treasury.gov/IRSOB/reports/Pages/default.aspx>

- 回答者の 94%は「納税は市民の義務である」に同意し、71%は「完全に同意する」と答えた。また、86%は納税者が「所得税をごまかす行為は許せない」という。
- 61%は「IRS が納税義務の理解を促進している」と信じている。
- 18～24 歳の回答者の 73%は、「IRS が公平に税法を施行する」と信じており、65 歳以上の回答者は 56%にとどまった。
- 74%の回答者は、IRS への電話または窓口サービスに満足している。2013 年の 78%から 4 パーセントポイント下がり、2003 年の 82%から下降傾向にある。
- 43%の回答者は、過去 1 年間に申告書提出以外の目的で IRS に電話をしたり、窓口訪問をしたり、ホームページにアクセスしたり、自分からコンタクトしている。

図表 83：(参考) 納税者の IRS へのアクセス数 (2015 年 9 月末期)⁹³

フリーダイヤル電話数	
自動録音対応のみ	37,459,477
サポート員対応	18,236,785
各地の税務署対応数 (全米に 378 ヶ所)	5,643,772
インターネット	
ホームページ訪問数	493,247,292
ページビュー数	1,991,000,765
還付金トラッキング数	234,739,847
スマートフォン・アプリのユーザー数	3,903,463

出所：IRS 統計データブックを基に日本総研作成

(2) ニューヨーク州税務・財務局

ニューヨーク州税務・財務局は、電話サポートや情報サービス内容や満足度、ホームページ情報内容や満足度等の調査を行っている。結果は公開されていないが、外部調査会社の協力を受けて調査分析をして、サービス向上の施策に役立てている。ニューヨーク州税務・財務局は税金徴収を目的としたシステムとサービス、サポートと州財務管理を役目としているので、広報活動はその範囲に限られる。税務広報について行政・有力団体の評価を受ける組織的な取り組みはないということである。

⁹³ IRS 統計データブック
<https://www.irs.gov/pub/irs-soi/15databk.pdf-d-workload>

2-3-3. 税務広報の現場の様子

図表 84：IRS の納税者申告サポート制度： 全米退職者協会をパートナーとした
高齢者向け無料税金相談と電子申告代行の会場風景（カリフォルニア州）⁹⁴



出所：カリフォルニア州モデスト市の地元新聞

2-3-4. 関係機関との連携

(1) シンクタンクによる情報提供

税務広報部門においては、納税申告をしやすい環境とサポートを提供する、そして税務と財務情報開示と透明性を高めるといった点に焦点を当てて施策を行っていると考えられる。税に関する理解を深める取り組みという観点では、連邦と州の税制と税方針の現状と課題、税制改革法案の提案等を含めて、税金に関する高いレベルの分析と洞察を加えた情報を納税者、政治家やメディア向けに提供するシンクタンク系団体がいくつかある。以下、2つの主要団体の概要をまとめる。

① タックス基金（Tax Foundation、ワシントン DC）⁹⁵

連邦と州政府の税制と方針、税率や税控除や国民負担度合い等の現状と問題点等を調査、研究して公表する。納税者へ税制と国民の税負担規模を正しく伝えていくことを目的とする。連邦と州でそれぞれの税制の仕組みと統計資料が豊富に提供される。

1937 年創設の政治的に中立的立場をとる NPO 団体であるが、増税と高い法人税率については批判的な立場の提言もしている。

② 税政策センター（Tax Policy Center、ワシントン DC）⁹⁶

連邦税制と予算、税法改革案と経済への影響や国民への負担等の分析や課題を調査、研究して発表する。州レベルの税制の問題点等も調査している。例えば、同センターの「税制ブリーフィング・ブック」（Briefing Book）は、連邦・州政府の税収と支出、予算教書作成プロセス、予算と実績、税制と経済、税負担配分と仕組み等税金に関して分かりやすい情報提

⁹⁴ カリフォルニア州モデスト市の地元新聞（2015 年 2 月 5 日付け）

<http://www.modbee.com/news/local/article9368231.html>

⁹⁵ タックス基金 <https://taxfoundation.org/>

⁹⁶ 税政策センター <http://www.taxpolicycenter.org/>

（ブリーフィング・ブック）<http://www.taxpolicycenter.org/briefing-book/introduction>

供を行っている。統計資料も豊富に公表し、納税者と政策立案者に税制の現状と長期的課題についての分析を伝えることを目的とする。

なお、税政策センターは、シンクタンク（NPO 団体）のブルックリン研究所とアーバン研究所の共同事業である。

2-3-5.税に対する理解促進に向けた取組

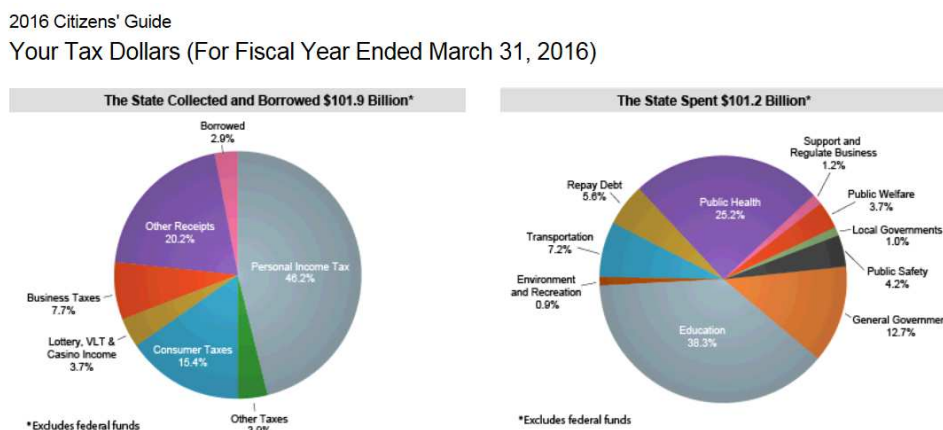
(1) ニューヨーク州における取組

① 市民・住民に対して税の還元を実感してもらえるような手法、工夫、取組

ニューヨーク州では、税金の使途と外部委託業者への支払いに関する情報公開、及び財務情報の透明性向上を目指した取り組みとして、「市民ガイド」とオープンブック（OPEN BOOK）⁹⁷がある。

ニューヨーク州財務監査長官（NY State Comptroller）は、州政府と地方行政機関の予算と財政、公共資金の使途を監査し、州政府と州住民に状況報告をする役目がある。同長官室は、2007 年度から税金使途を分かりやすく見せる「市民ガイド」（PDF 版と印刷物）を発行している。「市民ガイド」の 2016 年 3 月末期の歳入・歳出内訳グラフでは、歳入の税金別比率と分野別支出が次のように示されている。

図表 85：ニューヨーク州「市民ガイド」



出所：ニューヨーク州財務監査長官室資料

さらに 2008 年 6 月には、税金の使途について、透明性の高い情報提供を目的にした「オープンブック」ウェブサイトが開設された。毎年、州政府と 3,100 の州内地方政府行政機関それぞれにどのような税金や収入があり、どの分野（教育、医療・ヘルスケア、公共安全、

⁹⁷ ニューヨーク州財務監査長官室の関連ホームページ
 (市民ガイド) https://www.osc.state.ny.us/finance/finreports/citizens_guide/2016/taxdollars.htm
 (オープンブック) <http://www.openbooknewyork.com/index.htm>
 (目的説明) http://www.openbooknewyork.com/open_book_features/what_is_ob.htm
 (長官によるビデオ) <http://www.osc.state.ny.us/openbook/obvideo.htm>

文化・余暇、交通等) にいくら使っているのかを検索して閲覧し、PDF かエクセルファイルでダウンロードができる。2003 年度実績から検索できるが、必ずしも全ての地方行政機関の情報が入っている訳ではない。また、州政府 93 省庁別の主要目的別支出額、外部委託先と支出額等の詳細情報も検索できる。

長官職の任期は 4 年で、各党内の候補選抜後に州住民の総選挙で選ばれる。現トーマス・ディナポリ (Thomas DiNapoli) 長官は民主党所属で、任期途中で辞任した前長官を引継いで 2007 年に就任し、2010 年と 2014 年に再選された。

図表 86 : オープンブックの検索ページ

The screenshot shows the search results for the New York State Open Book website. The search filters are set to Fiscal Year 2014-15 and Report Type By Agency/Business Unit. The results table is as follows:

Agency/Business Unit	Fiscal Year 2014-15
Adirondack Park Agency	\$4,481,087.50
Appl. State Office for the	\$238,375,335.58
Agriculture and Markets, Department of	\$148,656,719.35
Alcoholic Beverage Control, Division of	\$17,635,087.84
Alcoholism and Substance Abuse Services, Office of	\$97,344,007.74
Arts, Council on the	\$97,097,710.00
Attorney General, Office of the	\$221,690,044.39
Budget, Division of the	\$24,000,818.58
Children and Family Services, Office of	\$3,040,640,971.58
City University Construction Fund	\$30,141,912.89
City University of New York	\$3,026,543,060.34
Civil Service, Department of	\$31,948,130.11
Correction, State Commission of	\$2,221,941.48
Correctional Services, Department of (Corcraft)	\$56,792,775.50

出所：オープンブックウェブサイト

2-4. 税務職員の育成

2-4-1. 資質向上に向けた取組

(1) 税務の専門知識・技術面

米国では、日本のように新卒一括採用を行っている訳ではなく、行政機関においてもポストが空いた際に、教育レベルと資格、経験に基づいてその職種に適した人を雇用するのが基本となる。日本のように、新卒で就職後様々な職務を経験しながら組織内で昇進していくキャリアプランは一般的には想定されていないため、大学卒業後長期間にわたって勤めることを前提とした教育・研修制度は存在しないが、職種によって必要なスキルを向上させるための実習や研修は行われている。

① IRS の取組⁹⁸

IRS 職員は、所属部門の担当分野と職位によって実習や研修がある。IRS ベテラン職員によるワークショップ、オンライン教育プログラムや外部講習、継続的専門研修 (Continuing Professional Education) 等が含まれる。

② ニューヨーク州税務・財務局の取組⁹⁹

税務・財務局の職員だけではなく、州政府職員を対象にした教育プログラムがある。2012年から州職員用の研修・教育オンラインシステムが立ち上げられた。職員はウェブサイト上または実際の研修に登録して、上司が承認すれば受講が可能となっている。

また、職員は複数ある組合組織のいずれかに属しているか、非組合管理職や専門職であり、所属組合やその他組織の個別交渉契約に基づいた研修や教育プランが提供されている。さらに、職員の自己負担教育費を州政府が立て替えるプログラムもある。

2-4-2. 税務職員について

一般的に米国の公務員は、教育レベルと経験によって職種が決まっており、異動もその枠内が基本になる。

(1) IRS¹⁰⁰

IRS は約 8 万人を雇用する。政府機関の職員は米国国籍が必要で、連邦レベルで規定される国家公務員規約と職位・給与ランクに従って雇用される。IRS は業務別職員数と男女

⁹⁸ IRS、雇用と教育の情報

<https://jobs.irs.gov/resources/benefits/training>

⁹⁹ ニューヨーク州、職員リレーション局の人材開発教育の情報

https://www.goer.ny.gov/Training_Development/sld/index.cfm

<https://nyslearn.ny.gov/about.html>

https://www.goer.ny.gov/Training_Development/Management_Confidential/index.cfm

¹⁰⁰ IRS、業務コストの開示ページ

<https://www.irs.gov/uac/soi-tax-stats-irs-budget-and-workload>

(2015年データブック) <https://www.irs.gov/pub/irs-soi/15databk.pdf-workload>

(職位ランク) <https://jobs.irs.gov/resources/understanding-gs>

比や人種別データ等を開示するが、平均在職期間や異動に関する情報は公表しない。

全職員の65.4%は女性であり、マイノリティー職員の比率は44.9%であった(2015年度)。

図表 87 : IRS 2014 年度と 2015 年度の業務別職員数

	年度平均数		年度末数	
	2014 年度	2015 年度	2014 年度	2015 年度
IRS 全職員数	84,133	79,890	78,121	76,540
フルタイム職員	82,406	78,294	76,126	74,580
その他 (季節職員等)	1,727	1,596	1,995	1,960
業務別職員数内訳				
調査と徴収	37,608	35,542	37,266	34,830
申告と電子申告口座サービス	23,972	22,308	17,925	19,851
情報サービス	6,711	6,788	7,258	6,931
納税者補助と教育活動	5,449	5,349	5,594	5,295
全部門サービス管理	5,097	5,016	5,195	5,066
査察	3,581	3,410	3,608	3,369
取締法業務	1,239	1,137	1,201	1,137
IT システム向上整備	476	340	74	61

出所 : IRS データブック (2015 年) を基に日本総研作成

(2) ニューヨーク州税務・財務局¹⁰¹

同局の 2015 年度末の職員数は 4,368 人であった。州で規定された公務員規約と職位・給与ランクに従って雇用されている。同局の組織図はあるが各部署人員内訳はなく、平均在職期間や異動に関する情報は公表されていない。異動については州公務員規定に基づいて本人の意思が尊重され、州政府内の公募も行われている。

¹⁰¹ ニューヨーク州財政報告による職員数

<https://www.osc.state.ny.us/finance/finreports/cafr/2015cafr.pdf> (P207)

(組織図) https://www.tax.ny.gov/about/dfp_org.pdf

(州公務員規定の異動について) <https://www.cs.ny.gov/jobseeker/faq/transfer.cfm>